# 生徒を主役に置いた「特別の教科 道徳」授業の新形態 -15歳の心を夢中にさせる道徳授業の実践提案-

スポーツ科学部非常勤講師 内田 文夫

(担当:はじめに〔前半〕、第2章、第3章、第4章、むすびにかえて〔前半〕)

東村山市立東村山第一中学校学校図書館専任司書 吉田 稜 (担当:はじめに〔後半〕、第1章、むすびにかえて〔後半〕)

#### はじめに

今回の教職論を執筆するにあたり、卒業生の吉田くんに無理を申し上げて共著にした。お読みいただく前に一言述べる。内田が執筆している部分は「授業実践記録」であり、吉田が執筆している部分は「論文」としてお読みいただけるとありがたい。彼は現在、東村山市立東村山第一中学校に勤務しながら国士舘大学大学院に通い、修士論文を終了している。どうぞ、よろしくお願いしたい。

(内田 文夫)

小・中学校における道徳教育は、小学校が 2018 (平成 30) 年に、中学校が 2019 (平成 31) 年に「特別の教科 道徳」として、新たにスタートした。共著者である内田文夫 (駿河台大学 非常勤講師) は、「15 歳の心を捕らえて離さない道徳教材」と題して、「特別の教科 道徳」で用いられる計 5 社の道徳の教科書を 15 歳の中学生の視点に立ち検証し、掲載された教材に対して「十分満足に値する」」と高評価を示した。

一方、かつて、内田が某市内中学校の新任教員の研修を担当していた際に、指導していた新任教員らが行う道徳の時間の様子を見て「一様に困り抜いていたのが道徳の授業である。専門教科のように、子どもたちが波に乗ってくれない。焦れば焦るほど、子どもたちはしらけてくる。」 <sup>2</sup>と評価した。当該新任教員らの専門教科の授業や生徒指導について、優秀であると感じていた内田は、「これは新任教師の力量不足なのか?いや、そうではあるまい。」 <sup>3</sup>と考察している。

もちろん、教材の質や教員の力量にバラつきがあり、教材の質が悪く、あるいは教員の力量不足があったために道徳の授業がうまくいかないということもありうるが、これらをもって、道徳の授業がうまくいかない理由であると言い切ることはできないだろう。優秀な教員らが15歳の生徒を十分に満足させることができる教材を用いているにも関わらず、なぜ、道徳教育に苦慮するか。それは、教員や教職課程履修者が道徳教育の方法・実践に関して、有益な情報を得たり、学んだりする機会が少ない、あるいはそういった機会を逃してしまっているのではないかと考えた。

本稿は、内田文夫「15 歳の心を捕らえて離さない道徳教材」の続報である。道徳教育の歴史と課題を踏まえ、15 歳の子どもたちが興味・関心を持ち、悩み、考えるような、言い換えれば「ワクワク・ドキドキ」するような道徳の授業とはいかなるものなのか、①いじめ問題を題材とした授業方法、②新聞教材を用いた授業方法(ニュースペーパーインモラルエデュケーション)、③モラル・ジレンマ教材を用いた生徒による模擬授業による授業方法、④国際情勢・社会問題等を題材として命の尊さを考える授業方法、の視点から、実践方法を検討するものである。

(吉田 稜)

## 第1章 道徳教育の歴史

日本における道徳教育の歴史は、明治時代に遡る。1872 (明治 5) 年 8 月 3 日、「学制」が公布され、近代教育制度の創設に至ると、道徳を教える教科として「修身」が設けられた4。1879 (明治 12) 年 9 月 29 日、学制を廃止に伴い、これに代わり新たに「教育令」が公布された5。1880 (明治 13) 年 12 月 28 日に教育令が改正され、小学校の教科の筆頭に修身科が置かれた6。1886 (明治 19) 年 5 月には、「教科用図書検定条例」が公布され、教科書検定制度の確立に至った7。翌 1887 (明治 20) 年 5 月に、「教科用図書検定条例」は廃止、「教科用図書検定規則」に改められた8。1889 (明治 22) 年に「大日本帝国憲法」が発布、1890 (明治 23) 年 10 月 30 日には「教育二關スル勅語」(以下「教育勅語」)が下賜された。「教育勅語」は、天皇が自身の言葉として臣民に対し、「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒー旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」9と徳目を提示し、日本の伝統的な道徳を再認識させるものであった。また、翌 1891 (明治 24) 年 11 月に定められた「小学校教則大綱」の 2 条で「修身ハ教育ニ関スル勅語ノ趣旨ニ基キ」とあるように、戦前の道徳教育に強く影響を与えるものでもあった10。

1896 (明治 29) 年 2 月、帝国議会貴族院は小学校修身教科書の国費による作成に関する建議を可決<sup>11</sup>、翌 1897 (明治 30) 年 3 月には、小学校の読本と修身教科書の国費による作成に関する建議を可決<sup>12</sup>、さらに 1899 (明治 32) 年 3 月に、衆議院が小学校修身書の「政府編纂」に関する建議を可決<sup>13</sup>ということを受けて、文部省は、同年 4 月に修身教科書調査委員会を設置し、修身教科書の編集にあたった<sup>14</sup>。また、1902 (明治 35) 年の 4 月に「四ツ目屋事件」、9 月の「名村事件」、12 月の「哲学館事件」、「教科書疑獄事件」と教科書制度の欠陥が明るみとなる事件が相次いだことも教科書の国定化を勢いづけた<sup>15</sup>。

1903 (明治 36) 年、小学校令の改正により、小学校教科書の国定化がなされることとなり<sup>16</sup>、1904 (明治 37) 年度から国定教科書の使用が開始された<sup>17</sup>。以後、4 度の改定がなされることとなり、1904 年度から使用された国定教科書を「第一期」、1910 (明治 43) 年度からのものを「第二期」、1918 (大正 7) 年度からのものを「第三期」、1934 (昭和 9) 年度からのものを「第四期」、1941 (昭和 16) 年からのものを「第五期」と区分することができる<sup>18</sup>。

第一期の国定修身教科書は、①「『近代市民社会の倫理』の重視」<sup>19</sup>、②「近代的職業倫理の重視」<sup>20</sup>、③「インターナショナルな色彩」<sup>21</sup>を有している点が挙げられる。昔話は採用せず、伝記教材を用いて、教訓から学ぶ「人物基本主義」<sup>22</sup>とあらかじめ選定された徳目に沿った例話を教材とする「徳目基本主義」<sup>23</sup>の両者の長所を組み合わせた形式的特徴とするものであった<sup>24</sup>。この点につき、明治期における日本の国体は、天皇制の基づく身分秩序の社会であったことから、こうした近代的倫理を含んだ教科書に対して、国粋主義者らは非難した<sup>25</sup>。一方、ヘルバルトの教育思想に影響を受けた者たちからは、忠孝の徳目に偏り、児童の興味を無視していると非難された<sup>26</sup>。

第一期の修身教科書への批判、時勢の変化、日清戦争後の国家主義思想の高まりを受けて、第二期の国定修身教科書が改訂された<sup>27</sup>。第二期の修身教科書は、国民道徳に関する部分を強く示しており<sup>28</sup>、「前近代的な家族的倫理がピークをなしていること」<sup>29</sup>が指摘される<sup>30</sup>。

第一次世界大戦が終結し、日本が大正デモクラシーの時代に突入し、社会や人々の暮らしは大きく変化、これに対応する教育方針の検討が行われた<sup>31</sup>。1918 年に修正された第三期の修身教科書は、個人道徳、市民道徳に関する部分、すなわち近代的社会倫理を重視された<sup>32</sup>。一方、1924 (大正 13) 年9月に松本女子師範付属小学校で同校教員の川井清一郎が自ら選んだ教材を用い

て授業を行っていたところ、県の視察委員がこれを問題視し、川井に休職を命じた事件(いわゆる、「川井事件」、「川井訓導事件」)が発生した<sup>33</sup>。このころには、教科書に忠実な授業の展開が求められるようになっていた<sup>34</sup>。

1929 (昭和 4) 年、世界恐慌が発生し、これに巻き込まれ不況に陥った日本は、経済的打開のため中国大陸へ進出ののち、1931 (昭和 6) 年 9 月、中国東北地域において満州事変が勃発した35。1932 (昭和 7) 年、これにより樹立した満州国を承認したが、これを認めない諸国との間で溝が深まり、(昭和 8) 年 3 月に国際連盟を脱退、国際社会から孤立していった36。日本国内では、軍部の力が次第に強まり、1932 (昭和 7) 年には五・一五事件が発生した37。そのような中で使用が開始された第四期の修身教科書は、「三期において現れ始めた市民の倫理が、再び臣民の倫理へと反転し」38たものであった。その内容は、「国家主義思想を反映し」39、「国民思想の中核を育成するもの」40であった。

1937 (昭和 12) 年に始まった日中戦争のさなか、学校制度が改革され、1941 (昭和 16) 年 4 月 1 日に国民学校が発足した<sup>41</sup>。同年 12 月には太平洋戦争が起き<sup>42</sup>、このころ使用された第五期の国定教科書は、「すべてを戦争完遂にしぼった決戦化下の教科書という性格を意図した」<sup>43</sup>ものであった。とりわけ「修身は、皇国思想や戦時下の心構えを教えるのにもっとも重要な科目」
<sup>44</sup>とされ、戦争を美化した教材や日本が優れた強い神の国であることを教える教材などが用いられていた<sup>45</sup>。

1945 (昭和 20) 年 8 月 15 日、太平洋戦争が終結し、同年 12 月 31 日に連合国軍最高司令部が教育分野における施策として「修身、日本歴史及ビ地理停止ニ関スル件」を発表、学制公布以降続いた「修身」の授業停止を命じた<sup>46</sup>。総司令部は 1946 (昭和 21) 年 6 月 29 日に地理、10 月 12 日に日本歴史の再開を許可するも、修身については許可しなかった<sup>47</sup>。 11 月 3 日には「日本国憲法」が制定、1947 (昭和 22) 年 3 月 31 日、「教育基本法」および「学校教育法」が制定され、新教育制度が始まった<sup>48</sup>。

他方、「教育勅語」については、1946年10月8日に文部省が「勅語及詔書等の取扱いについて」を発表した49。さらに、1948(昭和23)年6月19日、衆議院で「教育勅語等排除に関する決議」50が、参議院で「教育勅語等の失効確認に関する決議」51がそれぞれ可決された。

新教育制度のもとでは、新しい教科として「社会科」が置かれたこととなった52。1947年に発行された『学習指導要領 一般編(試案) 昭和二十二年度』では、新設された「社会科」について、「今日のわが國民の生活から見て、社会生活についての良識と性格とを養うことが極めて必要であるので、そういうことを目的として、新たに設けられたのである。たゞ、この目的を達するには、これまでの修身・公民・地理・歴史などの教科の内容を融合して、一体として学ばれなくてはならないので(学習指導要領社会科編参照)それらの教科に代わって、社会科が設けられた」53とするとともに、「従来の修身・公民・地理・歴史を、ただ一括して社会科という名をつけたというのではない」(原文ママ)54ことを強調している。『学習指導要領 社会科編(試案)昭和二十二年度』では、「青少年に社会生活を理解させ、その進展に力を致す態度や能力を養成すること」55を社会科の任務として掲げている。社会科は、「將來の社会生活の準備」56を目的とするものではなく、「現在の青少年の社会生活を進展させる」57ことで「それがそのまゝ將來の社会生活に必要な態度となり、能力となる」58として、児童生徒がその成長・発達に伴って段階的に態度・能力を高めていき、最終的には「民主主義社会の建設にふさわしい社会人」59となることを目指すものであった。

1951 (昭和 26) 年に「学習指導要領」が改訂されると、『小学校学習指導要領 社会科編(試案) 昭和 26 年 (1951)』で、「社会科で養いたいと考える望ましい態度や能力、特に態度は、単に社会科のみでねらわれるべきものではなく、他のすべての教科の学習の際においても、また

そのほかの、学校生活におけるあらゆる機会、あらゆる場面においても、養うことのできるものである。」60としたうえで、「社会科は、人間生活・社会生活に対する正しい理解を得させることによって、これらの態度の裏づけをし、たえず統一のある生活態度を進展させるという使命をになっている点で、道徳教育に関する特別な使命を負っているということができる。」61と記述し、

『中学校高等学校学習指導要領 社会科編 I 中等社会科とその指導法(試案)昭和 26 年(1951) 改訂版』では「社会科と道徳教育」の見出しを付け、その中で「人間関係をそのおもな学習領域とする社会科が、生徒の道徳的理解や判断力の養成に大きな貫献をしなければならないことは明らかである。」62としたうえで、「社会科においては、これらの態度育成の重要な背景である道徳的理解や判断力を養わせる点において、他教科に比べて大きな責任を負わなければならない。」63と述べ、道徳教育に関して社会科が重要な役割を担っていることが示された。

1955 (昭和 30) 年度に改訂された、『小学校学習指導要領社会科編 昭和 30 年度改訂版』では、「社会科で養いたいと考える望ましい態度や能力、特に態度は単に社会科の学習だけで達成できるというよりは、他のすべての教科の学習の際においても、またそのほかの学校生活におけるあらゆる機会、あらゆる場面においても、絶えずその指導に留意しなければならないものが多い。」64としながらも、「社会科は、社会生活に対する正しい理解を得させることによって、児童の正しい判断力の基礎を養い、望ましい態度や心情の裏づけをしていくという使命をになっている点で、道徳教育について特別な地位を占めている。」65と、『中学校学習指導要領 社会科編昭和 30 年改訂版』では、「道徳教育については、中学校全体の教育計画の中で、その目標が達成されるように考慮されているけれども、道徳的知見の啓発という点については、社会科が特に重要な任務を担当している。」66と、1951 年の改訂と同様に学校教育全般において道徳教育がなされることを基礎としたうえで、その中でもとりわけ、社会科が重要な役割にあることが示された。

1956 (昭和31) 年3月13日、教育課程審議会が文部大臣清瀬一郎による教育課程の改正、 特に道徳教育のあり方についての諮問を受け、1957(昭和32)年11月9日の中間報告、12月 14日の「道徳教育の基本方針」発表を経て、1958(昭和33)年3月15日に正式に道徳教育を 含む教育課程全般の改善についての答申を文部大臣松永東に提出した67。 文部省は、3月 18日 に文部事務次官通達「小学校・中学校における「道徳」の実施要領について」を発表68、4月よ り「道徳の時間」が小学校中学校で開始された69。これを受けて、8月28日に学校教育法施行規 則の一部を改正70、正式に教育課程の中に位置づけられた71。同年 10 月 1 日に公示された『小 学校学習指導要領 昭和 33 年度改訂』 並びに 『中学校学習指導要領 昭和 33 年改訂版』 では、 道徳の目標を「人間尊重の精神を一貫して失わず、この精神を、家庭、学校その他各自がその一 員であるそれぞれの社会の具体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な国家 および社会の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成することを目標 とする。」72とした。「道徳の時間」は、原則として学級担任が指導にあたり73、その指導方法に ついては、小学校では「話し合い、教師の説話、読み物の利用、視聴覚教材の利用、劇化、実践 活動などの諸方法を適切に組み合わせて用い」74ること、中学校では「討議(作文などの利用を含 む)、問答、説話、読み物の利用、視聴覚教材の利用、劇化、実践活動など種々な方法を適切に用 い」でることが挙げられており、児童生徒の興味関心を刺激し、深い学び、実践に繋がるような、 指導者によるオリジナリティ溢れる指導の展開が可能であることが示されている。一方、「一方 的な教授や単なる徳目の解説に終ることのないように | 76と、表面的な指導、「道徳の時間 | を消 化するためだけのような指導について、そのようなことがあってはならなないのだということ

を明文化することで強調している。

1968 (昭和 43) 年に改訂された『小学校学習指導要領 昭和 43 年 7 月』並びに 1969 (昭和 44) 年に改訂された『中学校学習指導要領 昭和 44 年 4 月』では、道徳教育の目標について、「道徳教育は、人間尊重の精神を家庭、学校、その他社会における具体的な生活のなか(中学校学習指導要領では、漢字で「中」と書かれている。筆者注)に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な社会および国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。」「72 と、新たに義務教育における道徳教育が「基盤としての道徳性を養う」ものであることが示された「78。さらに、「道徳の時間においては、以上の目標に基づき、各教科および特別活動における道徳教育と密接な関連を保ちながら、計画的、発展的な指導を通して、これを補充し、深化し、統合して、児童の(中学校学習指導要領では、「児童の」が「人間性についての理解を深めるとともに、」。筆者注)道徳的判断力を高め、道徳的心情を豊かにし、道徳的態度(中学校学習指導要領では、「における自律性の確立」と続く。筆者注)と実践意欲の向上を図る」「79と、旧学習指導要領のなかで「指導計画作成および指導上の留意事項」として扱われていた各教科、特別活動(学校行事を含む)に内在する道徳教育的側面の補充、深化等を組み込むかたちで学校教育における「道徳の時間」の性格と役割が明記された。

1977 (昭和 52) 年に改訂された『小学校学習指導要領 昭和 52 年 7 月』並びに『中学校学習指導要領 昭和 52 年 7 月』では、道徳教育の目標を総則の章に移動し、新たに「教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活の基本的行動様式をはじめとする道徳的実践の指導を徹底するよう配慮」80することが示された81。また、「道徳的判断力を高め、道徳的心情を豊かにし、道徳的態度と実践意欲の向上を図る」82としてきた「道徳の時間」の目標につき、「人間の生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成する」83と書き加えられ84、以前のものよりも踏み込んだものとなった。

1989 (平成元) 年に改訂された『小学校学習指導要領 平成元年 3 月』並びに『中学校学習指導要領 平成元年 3 月』では、総則において「豊かな体験を通して(小学校学習指導要領では、「児童の」が入る。筆者注)内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮」85が、道徳の目標において「人間尊重の精神」と並べるかたちで「生命に対する畏敬の念」86という文言が追加された87。当時の学習指導要領ではないが『中学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説総則編』によれば、「生命に対する畏敬の念は、生命のかけがえのなさに気付き、生命あるものを慈しみ、畏れ、敬い、尊ぶことを意味する。」88とされ、「生徒の自殺やいじめに関わる問題、環境問題などを考える上でも、常に根本において重視すべき事柄」89と位置付けている。また、「主体性のある日本人を育成する」90と、「主体性のある」という文言を追加された91。これは「教育課程編成の一般方針」として「自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を図る」92ことを掲げていることが反映されたと考えられる。他方、中学校では、「人間としての生き方についての自覚を深め」93ることについても追加されている94。

1998(平成 10)年に改訂された『小学校学習指導要領 平成 10年 12月』並びに『中学校学習指導要領 平成 10年 12月』では、「生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開する中で、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実」95が掲げられた。道徳教育に関しては、その趣旨を総則に移行して示し、新たに「豊かな心」96、「未来を拓く」97という文言を追加した

98。さらに、道徳性の育成につき、「ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験」99と、例示された。また、「道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこと」<sup>100</sup>を「道徳の時間」の目標から道徳教育全体の目標に移行し、「道徳の時間」の目標に「道徳的価値の自覚を深め」<sup>101</sup>ることが追加された<sup>102</sup>。

2008 (平成 20) 年に改訂された『小学校学習指導要領』並びに『中学校学習指導要領』では、「道徳の時間」を道徳教育の中核的な役割や性格を有することを踏まえて「道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うもの」<sup>103</sup>と記述することで示し、その指導にあたっては、児童生徒の「発達の段階を考慮」<sup>104</sup>することが明記された<sup>105</sup>。また、教育基本法の改正、学校教育法の一部改正を受け、①「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛」<sup>106</sup>すること、②「公共の精神を尊」<sup>107</sup>ぶこと、③「他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献」<sup>108</sup>することが新たに目標に追加された<sup>109</sup>。

2011 (平成 23) 年 10 月、いわゆる「大津中二いじめ自殺事件」が発生した<sup>110</sup>。2013 (平成 25) 年 2 月には、教育再生実行議会の「いじめ問題等への対応について」において、「道徳の時間」の教科化が提言された<sup>111</sup>ことを受け、諮問された中央教育審議会が 2014 (平成 26) 年に「道徳に係る教育課程の改善等について (答申)」を発表<sup>112</sup>、翌 2015 (平成 27) 年 3 月の学校教育法施行規則改正を経て、「特別の教科 道徳」が規定された<sup>113</sup>。

(吉田 稜)

## 第2章 「特別の教科 道徳」の課題

平成30年に小学校が、31年に中学校が、それまでの道徳が「特別の教科 道徳」として教 科化された。それから $4\sim5$ 年経つが、本職の講座を受講された学生の事前調査項目

「あなたが小中学校時代、心に残った道徳授業について教えてください」の回答を読んでみると、 以前とあまり変わらない回答が目立つ。

総じれば、あまり熱心に授業を受けた記憶がない、他の時間に振り替えられた、小学校時代のロールプレイは印象に残っている、読み物教材を数人の生徒と教師が話し合いをしていた、等々。強く印象に残った、などの感想は本大学に勤務して8年になるが、ほとんど皆無に等しい。

なぜだろうか?様々な理由が考えられるが、道徳教育、道徳授業の進め方に対する指導者側の力量不足が一番ではないであろうか。今回の論で、その点を深く追求するつもりはない。週に一コマ、たった15週、2単位で「大学での道徳教育についての指導力」を身につけなければならぬこと、つまり、現行法に無理があるのは自明の理であろう。

8年間の大学での講座でも感じたのであるが、道徳授業の100%をすべて指導者側に委ねるのではなく、 $30\sim50\%$ を授業の主役である生徒に委ねる、被授業者の生徒を信頼し、任せるスタンスを取ることで教師の負担も軽減されるのではないか、そう考えた次第である。

今回の論文も「15歳中学3年生」を中心に据えたのには大きな理由がある。

多くの小学生はほとんどが、生まれ育った地域の公立の中学校に進学する。そして、15歳で初めての人生の岐路に立つ。

そう。高校受験である。仲の良かった友達とも離れ離れになり、時には、電車やバス等を使い、 1時間以上の通学時間を割いてまで通う。15歳にして彼らは、初めて自分の置かれた立場や社 会の状況に直面する。小学生からスマートフォンを持つ時代の彼らは、実は社会のひずみや矛盾 に気づき、私たち大人を暗に批判さえもしている。そう、彼らは結構手ごわいのである。教えて いるつもりの教員が実は彼らから教わっていることが多々ある。教員を数年経験した方ならば おわかりであろう。彼らをリスペクトし、対等に、共に学ぶ姿勢を持った教員にとって、道徳の 時間ほど、ワクワクドキドキする時間はない。大きな発見や、時に教員の甘さを鋭く指摘された りもする。

そう、道徳の時間は、児童・生徒に「人はどう生きるか、人はどうあるべきか」を指導する時間でありながら、実は教員自身が考え学ばされている時間でもある。

そのためには、いくつかの要素が必要である。生徒を夢中にさせる、授業に積極的に参加せざるをえない、そんな状況を作りだすことで「道徳授業」は楽しくて、夢中になり、深く考えなければならないものになる。

では、その要素とは?具体的には次の第3章で述べるが、項目を列記する。

- 1 いじめ問題は犯罪であると宣言すること。刑法に関する知識を教員、生徒共に学ぶこと。被害者に多く向けられていた意識を加害者に向け、責任、義務と権利について言及する。
- 2 活きた新聞教材を道徳授業の場に持ち込み、現実・社会で起きている様々な事象を用い、児童、生徒に教材作り、大学の「模擬授業化」を小学校 5~6 年で、中学 1~3、高校 1~3 年、で実施する。 —ニュースペーパーインモラルエデュケーションー
- 3 モラル・ジレンマ教材の応用型を提唱し、児童、生徒に教材作り、大学の「模擬授業化」を 小学校  $5\sim6$  年、中学  $1\sim3$  年、高校  $1\sim3$  年で実施する。
- 4 命の尊さとコロナ禍、ウクライナ問題に言及し、論じ合う。戦後と呼ばれる太平洋戦争以来、日本は戦争に加担していないが、世界の各地で内乱や紛争は止まず、大規模な自然災害は多くの人の尊い命を奪っている。その事実から目を背けず、避けることなく、新聞記事やニュース等を題材にし、私たちにできることは何があるか、討論の題材とする。

#### 第3章 授業方法の新提案

1「いじめ問題は犯罪であると宣言すること。刑法に関する知識を教員、生徒共に学ぶこと。被害者に多く向けられていた意識を加害者に向け、責任、義務と権利について言及する。」

道徳が「特別の教科 道徳」になった原因の一つが滋賀県大津市の中学校でおこった、いじめにより生徒が死亡した事件であることに異論をはさむ者はいないであろう。いじめについての著作は毎年多く出され、多くの教育学者が具体的方法を論じているが、なかなか収束しないのはなぜであろうか。

以下の事例は令和4年12月27日付の朝日新聞朝刊からの記事である。

「いじめも 対応も 傷つき不信感 女子高校生 存在否定された」

「いじめそのものにも傷ついたが、学校の対応にも追い詰められた。私はどうでもよい存在なのかと思わざるをえなかった。」

いじめを受けたのは、関西にある私立中学1年。成績は学年トップクラス。夏前、テスト順位を

聞かれ順位を答えたところ、部の男子数人から暴言を吐かれる。試合では「負けろ」とヤジが飛ぶ。1年ほど経った2年の夏、涙が止まらず、母親に打ち明ける。母親が学校に連絡。顧問からは「他に原因があるのでは」「男子には注意している」との回答。学校は別室登校を提案。校長からは「部活を男子と女子とで分けるのはどうか」ともいわれる。加害男子らと顔を合わせるのも怖いと訴えていたのに。「ないがしろにされている」と感じ、ショックを受ける。勉強しようとうすると学校を思い出し、涙が止まらず、好きな読書もできなくなった。

9,10月は家でずっと寝ていた。我慢できなかった自分が悪い一自分を責め、周囲の目が怖く、自傷行為にはしる。「息をするのが精いっぱいだった」

中3の終わりに他の自治体に転居。そこで公立高校に進学。

昨年、いじめられた体験による、PTSD(心的外傷後ストレス障害)との診断が下る。

この10月には学校で発表中に過呼吸になり、涙が止まらなくなった。以前は人前ではなすことは得意だった。

当事者の女子高生らが提訴し、2020年、私立中学は、いじめ重大事態とし、第三者委員会を 設置。2021年にでた報告書には、

- ① 被害者の心情に寄り添う指導ができていなかった
- ② いじめに関する指導が不十分-

など、学校の責任を指摘する記述があった。だが、当人にとっては、事実認定といじめに該当するかどうかの判定に力が注がれているように思えた。「私の気持ちを大事にしてもらっていないと感じた。」

代理人の弁護士も「被害者目線に立っていない。どういう事象があってどういう傷つきがあったのかを分析しないと、再発防止にならない。」

報告書の内容を不服とし、再三、私立中学のある自治体に再調査を要請。今秋、自治体による 再調査委員会ができた。

女子高生は医者になる目標を持って私立中学に進学した。だが、夢は諦めた。「人生を台無しにされた」と思う。「加害者や周囲はたいしたことはないと思うかもしれないが、被害者にはずっとその影響が残る」〜後略。

いじめに関する事件がマスコミに大きく取り上げられたのは、1985年の福島県いわき市の①「いじめによる中3自殺事件」、そして 1993年の②「山形県新庄市の山形マット死事件」である。②について概要を記述する(以下、朝日新聞 1993年1月14日、19日、24日、25日、3月9日、19日、27日、4月4日、6月3日、8月23日より抜粋)。

以下、新聞記事の見出し。

- 1月14日「体育館に中1死体 マットに巻かれ」
- 1月19日「入学時から、いじめ 標準語話すなとせめる」
- 1月24日「ひょうきんさの陰にいじめのサイン」
- 1月25日「いじめのサイン なぜ見えなかった」
- 3月9日 「マット死で処分」
- 3月19日「審理 異例の長期化 6人が一転し否認」
- 3月27日「否認に転じた3少年家裁へ」
- 4月 4日「山形のいじめ死 日本教育のヤミ NYタイムズ 一面で報道」
- 6月33日「全員 アリバイ主張 逮捕 補導の7少年」

8月23日「逮捕の3少年に無罪」

17年前に新庄市に転居してきた A くん一家は、よそ者と扱われる。新庄市立明倫中に転校した A くんも学校で同様の扱いを受ける。下着を脱がされる、上級生から歌を歌えと強要される、等。いじめの事実は多くの旧友らが事実を知っている。集団宿泊研修では、顔を腫らして帰宅。両親が問いただすも否定。 1月13日、部活動で上級生から歌を歌えと強要される。拒否したため、部室へ連れ込まれ、頭を殴られ、足で蹴られる。その後、マットの中へ頭から突っ込まれ、そのまま窒息死する。死因は窒息死だが、頭蓋骨は陥没骨折していた。

事件直後、校長はいじめの存在や A 君の親からいじめの相談を受けていたことを否定。生徒 に口止めする教師もいた。

しかし、加害者生徒7人が逮捕、補導されると、校長は一転して事実を認めた。校長は管理職責任を問われ20日間の定職処分。教頭、A君の担任は他県に異動。担任は他県で教壇に立つ。 1993年、7人のうち、2人を初等少年院、1人を教護院に送致。

1995年、A 君の両親は、加害者少年7人と新庄市に対し、1億9300万円の損害賠償請求を行う。

2002 年、山形地裁は原告側の訴えを退け、一部の生徒による A 君への日常的ないじめを認める一方、いじめの存在と事件の関連性を否定。

2004年、A 君の両親は控訴。

仙台高裁は一審判決を取り消し、少年7人に5760万円の支払いを命じる。少年らは上告する も、2005年9月6日、上告棄却、支払い確定。

2016 年、損害賠償請求権の時効を中断させるための提訴。結審。請求通り、支払いが確定。 実に23年もの月日を費やしている。加害少年7人は現在44歳である。A君もこの事件に遭 わなければ社会人として成長し、結婚し、子どもももうけていたかもしれない。加害者7人は当 たり前のように生きている。

また、道徳が「特別の教科 道徳」となった直接的な原因と言われている、2011 年「大津市中2いじめ事件」。事件前後の学校と教育委員会の隠蔽体質が発覚、問題視され、大きく報道される。

2012 年、「いじめ防止対策推進法」が国会で可決される。この学校が特に、大きく取り上げられた理由は、道徳教育の文科省委嘱をうけ、いじめに対する積極的な指導を行い、その発表年にあたったためと言われている。

以上、4点の事案を取り上げたが、教師や学校側、教育委員会の不備や、指導姿勢の欠如を述べようと思っているのではない。

欠けているのは、「学校」という、ある種の「聖域」で起きたことは、なぜか、罪に問われないという不思議な事実である。私も中学校の教師経験が長く、「いじめ」の事案にも遭遇している。が、直接的な、被害者の生徒に寄り添った指導ができていたかと問われれば、胸を張ってできていたとは言い切れない、不透明感が残るのである。

最初に取り上げた令和4年12月27日の記事と、1993年の山形県新庄市の事件の、類似性ある。加害者への指導、学校や教育委員会の対応、30年近く経っていても、2012年の「いじめ防止対策推進法」が成立した後も、その対応、対処方法に、被害者だけがその後のつらい人生を送らざるを得ない状況になっている。

なぜか?その要因として考えられるのは、教員が、法律に対し、無知でありすぎることではな

いだろうか。自身の専門職としての「教科指導」に関する知識は、スキルは当たり前だが優秀な教員が多い。IT を駆使し、生徒一人一人へのきめ細かい指導も、若い教師ほど難なくこなしている。管理職ともなれば、教育法規について熟知しているのが当たり前とされている。

だが、刑法についてはどうか?

中学校教師時代、こんな経験をしている。

トイレ内や部室、体育館裏等で、同学年や、下級生を引き込み、暴力をふるっていた K 男。 曇りガラス戸だったため、入り込んだ際にはしらばっくれるという事態が日常化。同僚教員から、 「K 男を退学にはできないのか」そんな悩み、悲鳴のような学年会議が幾度となく開かれた。しかし、義務教育の公立の小中学校では、一時的に登校を停止させることはできても、義務教育年限の壁に阻まれ事実上不可能であることが判明。虚無感に襲われたことを覚えている。「高校は退学させることができる。中学校と違い、高等学校の教師は羨ましい(実際には高等学校は高等学校なりの厳しさ、大変さがあったと理解できたのは何年もたったあとである)といった意見とも愚痴ともつかない言葉が会議でよく交わされている。

2019年、一冊の書籍と出会う。

山崎聡一郎著「こども六法―きみを強くする法律の本―」弘文堂である。

著者の略歴を記述する。「小 5~6年にかけ、手首を骨折するほどの暴力を伴ういじめを受け、中学受験を決意。都内の私立中学に進学するも、今度はいじめ加害者になる。いじめ被害の苦痛を知る著者自身が加害者となってしまった経験から、いじめ問題の複雑さと難しさを痛感し、いじめ問題への取り組みを始める。自身の経験を踏まえ、「法教育を通じたいじめ問題解決」をテーマに研究活動を開始。本書の基礎となった法教育副教材「こども六法」を制作。

次に、この内容を全国の公立の小中学校の教員がしっていれば、いじめは、皆無は無理でも大きなブレーキになるであろう項目を列挙する。

① 刑法 202 条。気軽に「死ね」って言っていない? (「こども六法―きみを強くする法律の本 — P36 より)

「こいつ、ムカツク。死ねってメールでみんなで送っちゃおうぜ」

刑法 202 条。自殺関与及び同意殺人。人に死ぬことをすすめたり、手伝ったりして自殺させた人、または本人に頼まれたり、殺してもいいと同意を得て殺した人は、6か月以上7年以下の懲役か禁固とする。

② 刑法 204 条 傷害(同 P37 より)

人の体を傷つけた人は、15年以下の懲役か50万円以下の罰金とする。

「直接ぶったり、蹴ったりしなくても、悪口などで相手が体調をくずすほどのストレスを与えた 場合も当てはまります。」

③刑法 208 条 暴行 「けがをさせなくとも暴行のなるよ」(同 P38 より)

人に乱暴な行いをしたけれども、相手にケガをさせなかった場合、2年以下の懲役または30万円以下の罰金か、拘留、科料とする。

「トイレの外から水を浴びせたり、当たらないよう石を投げつけたりするだけでも暴行です。」 ④刑法 223 条 強要 「おどして何かをさせたらダメ。」(同 P42 より)

1項 いのち、体、自由、名誉、財産などに害を与えると言って、または暴力を使って、誰かに 無理やり何かをやらせたり、その人がやろうとしていることの邪魔をしたりした人は3年以下 の懲役とする。 「オマエのゲーム貸さないとテストの点数をばらすぞ」

⑤刑法 222 条 脅迫(同 P43 より)

1項 いのち、体、自由、名誉、財産などに害を与えると言って、誰かを脅した人は2年以下の 懲役か30万円以下の罰金とする。

⑥刑法 231 条 侮辱 「その一言が罪になる」(同 P44 より)

多くの人たちの前で人を馬鹿にしたり、悪口を言ったりした人は、拘留か科料とします。

「あいつ、キモイよな。」「ウザイよな」「バカ、アホなどの曖昧な言葉でも罪になることもある」

⑦刑法 213 条 現行犯逮捕 「現行犯逮捕は誰でもできる」(同 P72 より)

誰でも、逮捕状がなくても、現行犯で逮捕することができる。

⑧親告罪について

犯罪の中には、親告罪といって、被害者が訴えなければ検察官が裁判を起こせないものがあります。名誉棄損罪や侮辱罪はその一つで、こうした犯罪のことを親告罪と言う。

⑨刑法 41 条 責任年齢(同 P18より)

14歳に満たない人の行為に対しては、刑罰を与えない。

「子どものうちならやりたい放題?子どもでも法律を破ってはいけない」

⑩少年法6条の2 警察官の調査 「子どもだからといって謝るだけではゆるされない」(同 P90より)

1項 警察官は、14歳になる前に法に触れる行為をしたと疑われる少年を発見した場合必要が あれば、その事件について調査をすることができる。

14 歳以下でも、許されない行為があること。親告罪で訴えることができるということ。これらの法規を小学校低学年から中学校3年まで、毎年4月に全学年、全学級で指導する。

市内のスーパーマーケットで品物を盗めば万引きだが、学校で教科書や体操着が盗まれても なぜ、犯罪にならないのか?

自宅の駐車場や病院や駅の駐車場に留めておいた車に傷をつけたり落書きすれば、器物破損 だが、学校で教科書や体操着に切り込みを入れられたり、切断されても、なぜ、犯罪にならない のか?

駅構内や酒場で殴られたり蹴られれば暴行罪、傷害罪だが、学校の構内で同様の行為が行われてもなぜ、犯罪にならないのか?

教員、管理職、教育委員の保身のため、そして列挙した刑法等についての知識の無さが原因ではないだろうか。いじめが行われれば、被害者は命を落としたり、自ら命を絶つほどに追い込まれ、例え命は助かっても、後の生涯をずっと苦痛にさいなまれながら生きていくことになるのである。

ダメなものはだめなのである。やって良いことと、やっては許されないことの区別を教育の場である学校でまず指導しなければならない。「子ども六法」は格好の指南書である。まず、教員が熟読し、その後、子どもたちに指導していく。 そこに必要なのは、

- ① 「学校という聖域」を設けない。
- ② 学校で起きた行為は、一般社会と同様に扱われるという覚悟を持つ。持たせる。
- ③ 小中学生であっても、その言動に許されないモノがあるということを認識させる。
- ④ 教員も、管理職も、管轄する市町村教育委員会も、各都道府県教育委員会も、最後に文科省にもその覚悟がもとめられるということ。

である。

手順として、以下の順で実践するのが望ましい。

- ① 新学期前の会議で、管理職から一般教職員に周知徹底を図る。
- ② 新学期、入学式や保護者会で、保護者に対し周知徹底を図る。
- ③ 入学式、始業式で、校長訓示、学級担任から学校内の言動について「許されること、許されないこと」についての指導を行う。
- ④ 4月の道徳、学活、学年集団指導で共通認識を図る。
- ⑤ 年間 35 週の道徳授業の年間計画の中に、23 項目とからめて、最低学期毎に同様の指導及び授業を行う。C-2 「差別を許さない」C-1 [遵法精神]D-1 [生命尊重]を年間複数回行うことで児童生徒の心に「これは大切なことだ」という意識が育まれることであろう。その際、扱う教材は、最初に紹介し、また次の項目「ニュースペーパーイン・モラルエデュケーション」と関連する、この社会で実際に起こり、理不尽な扱いを余儀なくされている「新聞記事」が望ましい。

生徒の多くは、今、現在、埼玉で、東京で、日本で、世界で何が起きているかよく知っている。スマホの普及は世界の出来事を瞬時に彼らのもとに伝えてくれている。だからこそ、大人である教員が、知らぬ顔をせず、リアルタイムで伝え、共有し、ではどうするか、私たちに何ができるかを、共に悩み共に考え、発信していく謙虚な姿勢が問われるのではないだろうか。

2023年1/6付くの記事に以下のような記事が掲載された。(朝日新聞記事抜粋)

「いじめとの関連 第三者委員会が認定 幸手市で2018年度に中1自殺」

「報告書と市教委の説明—女子生徒は入学直後に悪口を言われたり、ゲーム形式の授業でやじられたりといったいじめを受けた。9月、別のクラスの生徒が、ライングループに女子生徒を揶揄するアンケートを投稿し、これもいじめと認定される。~中略~担任に提出する日記に、12月には、死にたいと書いている。翌年1月友達に、死にたいと話し、2階から飛び降りようとした。」

いじめによる自殺があったのが 2018 年。すでに 5 年が経過している。いじめた加害者は高 3。何もなかったように登校しているのであろう。被害者は帰ってこない。この事実を私たち教育に携わる者は、教員も生徒も他人事とすべきではない。同様の事象は、いずれの学校でも起こりうることである。その危機意識をもって、生徒と討論すべきであろう。道徳教材として多くの教科書に採用されている「卒業文集最後の二行」などを並行して取り上げることで「すべきこと」「してはならぬこと」の智慧は深まるであろう。

2 活きた新聞教材を道徳授業の場に持ち込み、現実・社会で起きている様々な事象を用い、児童生徒学生に教材作り、大学の「模擬授業化」を小学校  $5\sim6$  年、中学  $1\sim3$  年、高校  $1\sim3$  年で実施する。-ニュースペーパーインモラルエデュケーションー

この方法を説明する際に、生徒には「これからニュースペーパーインモラルエデユケーションを実施する」と宣言しよう。こういった呼びかけが生徒の「知りたい、学びたい」という欲求

をくすぐるのである。

新聞記事を教材として活用したケースは古くから知られている。私自身も 20 代~30 代の頃、 一面に掲載されているコラムを用いた学習方法を実践した時期がある。

- ① 前日の新聞のコラムを切り取り、ノート上側にはる。
- ② コラムを視写する。
- ③ コラムの感想を記述する。
- ④ 毎日この「コラムノート」を朝、提出させ、空き時間に添削し、コメント記入、評価をつけ、 帰りの会までに係の生徒を通し、本人に戻す。

授業で指導していた4クラス160人分のコラムノートを毎日添削し生徒にノートを返却していた時期が4か月あった。空き時間が1時間ほどで、160人分のノートを添削するのは正直激務で、空き時間がない曜日は、副担任の教員に給食指導にいっていただき、昼食休憩の時間に行った。若いから可能だったのであり、現在ではかなり無理筋であろう。不思議なもので約ひと月すると、生徒の書くコメントが確実に変化していく。文字が読みやすくなり、コラムの要約だったり、第一次感想が激減し、的をついたものが多くなる。当然、C評価やB評価だったものが、Aのダッシュや、A、Aの〇と上がっていくと生徒の表情や授業中の受け答えも鋭いものに変容していく。埼玉県で北辰テストなるものがあった時代で、この「コラム学習」をやりきった120名の生徒(残念だが40名の生徒は脱落してしまった)の偏差値は全員が1ないし3アップしている。

忘れられない生徒がいる。W君は、数学や英語の能力は格段に高く、成績もほとんど5段階の最上位である。それにも拘わらず、国語だけはなぜか、中程度であった。成績が伸び悩んでいるW君が私のところへ相談にきた。コラム学習をやってみないか、と持ちならず。掛けた。ただし、少々時間がかかること、(最低3か月、長ければ4か月かかる) その間は、なかなか力が付いたか実感しづらいこと、継続は力なりということを信じること、一度力が付けばその後は落ちないこと、などを説いた。異動した幾つかの学校で相関関係を調査したことがあり、国語の成績が向上した者は、数学や英語の成績が向上する(約80~90%)。逆はならず。この調査で印象に残っているのは、数学の成績が伸び悩み、「自分は数学ダメ人間だ」と思っている生徒の多くは、数学的な認知能力が劣っているのではなく、そこに述べられている説明等の日本語の認知能力に原因があることが分かった。新聞のコラムは、当たり前だが、一般成人を対象としているもので、しかもコラムニストはいずれの新聞社の生え抜きの一流の、政治の、経済の、文化の、スポーツの、そして教育に関しての卓越した知識と文言力を兼ね備えた人間がたった一人、毎日の原稿を書くのである。その一流の文言を毎日読み、視写し、コメントを書いていけば、否が応でも文章の読解力が知らず知らずのうちに身に着くのである。W君は県内の進学校に進学し、都内の某有名大学に現役合格し、現在は新聞記者となっている。コラム学習、恐るべしである。

現在では、現役を退官された社会人のための「コラム視写ノート」まで売り出されている。新聞は活用を誤らなければこれほど優れた素材・教材はないのである。

本大学の道徳教育講座を担当して8年目になる。毎年、新聞に掲載された、道徳教育の素材となりえる記事を学生諸君に提示してきたが、このやり方では、常に学生は受け身で学ぶだけになってしまう。そこで、今年度は、

① 自宅で購読している、ないしは大学図書館に提示されている新聞から、道徳授業の素材とな

りうる記事を探す。

- ② 主発問を考え、それをバズセッショングループで相互に批評しあい、No1 を決める。
- ③ 選んだ記事、および主発問のコピーは毎週提出させる。
- ④ その記事を選んだ理由、主発問の文言の2項目について、内田が評価し、コメントをつけて 翌週に返却。
- ⑤ バズセッショングループで相互に批評しあい、No1になった記事及び主発問の文言を増す 刷りし、全員で評価しあう。また、その記事で模擬授業を展開する。

ここで、お断りしなければならない点を3点挙げたい。

- ア 教科書等に掲示されている通常の「読み物「教材・資料」等の軽視ではないこと。
- イ 読み物教材やモラルジレンマ教材にはその教材なりの優れた点があること。
- ウ 指導者である教員は、「引き出し」を多く持つように努め、被授業者の生徒の思いや、次期 によってタイミングよく教材を選択する能力を備える必要があること。

である。「吾一と恭三」「二通の手紙」「二度と通らない旅人」「卒業文集最後の二行」など、優れた教材には、年月を超えた、生徒に深い思索を要求する優れた力がある。

だが、これらだけで事足れりと考えてはいけない。毎年、本講座を受講する学生に小中学 校時代の道徳授業の感想を記入させるのだが、数人の生徒と教員が話し合いをし、それを傍 観者的な位置で眺めていたという感想が毎年少なからずあるのである。

だからこそ、「今、社会で何が起きているか」「私たちは、その事象に対し、どう向き合い うべきか」「私たちにできることは何か」等を深く追究していく必要がある。

次に掲載するのは、令和4年12月から令和5年1月中旬までの、共に考えさせたい記事の 具体例である。



1



2





3





(5)













11)





(13)





(16)

資料①12/17 日付け記事。カタールの民族衣装「アバヤ」に日本産の糸が使われているという内容。

・主発問--「サッカー以外での、日本とカタールのつながりについてどう考えますか?」

資料②12/17 日付け記事。見出し「窮地の酪農家 音声で苦境配信・エサ代高騰「大量離農ある」 ロシアのウクライナ侵攻が日本の酪農家を直撃しているという内容。

・主発問―「私たちにできる、具体的なことは、なんだろうか?」

からはどう歌ったらいいのだろうか?」

資料③12/17 日付け記事。見出し「ウイッグ外して 走る姿を 脱毛症超えて 最後の箱根駅 伝 」 難病に罹り脱毛に苦しみ恥ずかしさと闘いながら走りぬく駅伝部のエースという内容。 ・主発問―「誰にも他人には知られたくない秘密がある。主人公が私たちの同期であったならば、 周囲の私たちにできる、具体的なことは、なんだろうか?」

資料④12/17 日付け記事。見出し「ガザに戻った青い海 でも 泳がない一天井のない監獄 滞った修理、国際援助で浄化—目や皮膚が…水の恐怖消えず 軍事衝突も脅威」 戦争状態であるのは、ウクライナだけではない。パレスチナとイスラエル。天井のない監獄と呼ばれる、パレスチナ、ガザ地区。浄化され、青く戻った海で泳ぐ人はいない。

・主発問-「厳しい現状を前に、私たちは、まず、何を知る必要があるのだろうか?」

資料⑤12/17 日付け記事。見出し「2022 年の第九 侵攻下 平和へ思い新たに一問われる市民 社会の象徴—他者への尊重 信じながら」コロナ禍とウクライナ侵攻下で世界の音楽状況は一変。 2022 年、多くの国、都市で「第九」は演奏されるが、どうとらえたらよいのか、を問う内容。 ・主発問—「コロナ禍とウクライナ侵攻前までは、当たり前に歌えていた「歓喜の歌」。ではこれ

資料®12/19 日付け記事。見出し「奨学金を勧めた私 正しかったか 人生縛るリスク 37 歳 元教師の罪悪感」教え子に、お金がないなら進学は諦めろ、なんて言えなかった。良かれと考え

て奨学金を勧めた教師の葛藤が描かれた内容。内田自身も、高校、大学の7年間、奨学金にはお

世話になっており、他人事ではない。

・主発問—「進学、卒業後延滞している人数は 29 万人いる。経済的な負担を前に保護者にも相談できず悩んでいる中3、高3の学生がいる。あなたなら、どうアドバイスしますか?」

資料⑦12/24 日付け記事。見出し「民主主義がはらむ問題 民意の実現求めればポピュリズムに傾く自壊しかねぬ危うさ一政治への不満からトランプ現象が」

私たちは誰もが、民主主義の長所、優位性を学んできたが、行き過ぎた民主主義は、実は危険性 をはらんでいる。いう内容。

・主発問―「私たちが、まず、学ぶべきこととは、なんであろうか?」

資料®12/24 日付け記事。見出し「占領黙認 欧米は二重基準—パレスチナ自治政府・アッバス 議長に聞く」欧米諸国の多くが、ロシアの「イスラエル侵攻を非難しながら、イスラエルによる パレスチナ占領は長年放置されている事実にどう向き合うべきか、という内容。

・主発問—「ロシアのウクライナ侵攻に対し、イスラエルのパレスチナ占領という事実を君たちはどう考えるか?」

資料⑩12/25 日付け記事。見出し「日曜に想う 津田梅子が二人いれば」のちの津田塾大学の創設者で女子教育、英語教育に心血を注いだ津田梅子が実は生物学にのめりこみ、科学者になりたかったのでは、という内容。

・主発問—「誰しも二兎追うことはできない。と言われている。君たちは、この記事を読んで、 君たちが津田梅子ならば、どうするであろうか?」

資料 ⑩12/25 日付け記事。見出し「小さく生まれた赤ちゃん」未熟児で生まれながらも懸命に生きようとする新生児。

・主発問-「人の命はどうあるべきか?」

資料⑫12/25 日付け記事。見出し「クーデター未遂。ドイツ人が見た亡霊」クリスマスのこの日 にネオナチのグループが一斉検挙。第二次大戦の後始末を戦後問い続けるドイツで一見時代錯 誤のグループがいまだに存在する不気味さと驚き。

・主発問--「こういった動きの背景は何だろうか?歴史的知識を動員して考えよう」

資料®12/28 日付け記事。見出し「それでも前を向く」一目瞭然。写真のインパクトは大きい。 ロシアのミサイル攻撃を受け、電機や暖房に不足しているウクライナの人々の「今」を切り取っ た写真の数々。

- ・主発問—「これらの写真を見て、何を感じ、どうするべきだと思うか?」 資料⑭12/30 日付け記事。見出し「暗闇に浮かぶ戦禍の日常」—⑬同様、写真の伝えるものは大 きい。余計な説明は不要。
- ・主発問—「それでも前を向くウクライナの人々を見て、君たちは何をかんじるだろうか? すごい、まねできない、などの浅い第一次感想はいらない。考えて発言してほしい」

資料15、16R5年1/1付け記事。見出し「②誰もが孤独の時代 人間性失わないで ②絶望救うのは日常そのもの一人から獣がはい出す戦争 独裁者は時を止められない」ロシアのウクライナに対しベラルーシの作家アレクシエービッチさんが語る、という内容。

・主発問-「人が人であるために、私たちがなすべきこととは何だろうか?」

たった一月ほどの間に、これだけの事象が世界を駆けまわっている。だからこそ、これらの事 実に私たちは真摯な姿勢で向き合う必要がある。

新聞記事の長所は、多岐にわたっているという点がまずあげられよう。政治に、経済に、教育に、スポーツに、等、それぞれの分野に深い思索を持った記者の皆さんが信念をもって記事を書くことである。だからこそ、15歳の目には、厳しくも、新鮮に映るのではないか。毎日、刻々と変わりゆく社会の有様に目を向け、疑問点や問題点を探し、討論し、生徒も教員も共に成長していく。こんな優れた教材は他にはなかなかないのではないか。

- ① まずは、教員目線で取り上げた教材を配布し、考えさせる。
- ② 生徒の考え方が深く成長していることを感じたならば次には、これらの作業を生徒自身に任せる。
- ③ 3~5人のバズセッションで討議させ、優秀教材をクラス全員で考える。その際のリード役 も生徒に任せたらどうだろうか。
- ④ 年間 35 週の中の 10~12 回分を生徒主体の授業形態で行う。

次に、今年度の講座で実際に行った実践記録と手順を以下に紹介する。

(1) まず、どんな記事が道徳の教材としてふさわしい、向いているのかを、教員サイドがサンプルとして生徒・学生に提示する。事例説明。









- ① は「子ども食堂」についての記事。子ども食堂、そのものを知らない学生が多い。その成り立ちや背景について説明する。注意しなければならないのは、講座の大学生に限らず、教育現場の小中高でも、同様の支援を受けているケースもあり、生徒学生の実態をしっかりつかんでから説明しなければならない。
- ② 「ヤングケアラー」について入間市が条例を提案するという記事。この記事が新聞で掲載されてから講座まで日数があったため、入間市役所に問い合わせ、「子ども支援課」から実情を把握した上で説明。①同様の注意が必要。

③ 初めて「発問」を添付する。バズセッションやフリートーキングで何を話し合わせるか、 発問はより具体的で、わかりやすい文言で記すよう、促す。

④は、今、私たちが当たり前に着ている服は、どこで誰が携わっているのかを問うた記事。縫製 工場の労働環境などの問題で日本の大手企業も話題になっている。

⑤医学部の入試で「女性である」という理由だけで入試合格基準が不利になったことを伝える記事。

⑥は、同一労働条件で、受け取る賃金に格差あることを問題にした記事。

私たちを取り巻く社会環境の中で、問題になるものの多くは、

ア 生命にかかわるもの

イ 公平、公正、差別にかかわるもの

この2点にかかわるものが多いことに驚く。前麹町中学校長工藤勇一がその著書「麹町中学校の型破り校長非常識な教え(SB新書)の中で、教育の柱の根本は

あ 生命を大事にすること。自分の生命も、仲間生命も、周囲の人たちの生命も。

い 誰に対しても公平、公正であること。差別は許さない、許されない。

といった内容を述べているが、至極もっともなことであり、それだけ現代社会の中で多く おきているという事実である。

以降は、こういったサンプルの後に、本学の学生が自選し、優秀作品として選んだ作品である。

のは、小中高で部落差別や人権教育では学んできたであろうが、実際に新聞を読み、調べ、この 記事を選んだことに拍手を送りたい。



⑧は同じく、学生が選んだ記事。小中高生3万人に調査を実施し、その9割が「いじめ防止法」 を知らなかったという内容。学生の新聞に対する観方、観察の仕方が変化してきていると実感し た事例である。





9

⑨は、新宿歌舞伎町「トー横」と呼ばれる一帯にたむろする女子高生らに関するルポルタージュ 記事。そこに記されている人物は、中学生や高校生である。

⑩は、自傷行為を繰り返す児童生徒らに、寄り添う内容の記事。内田はこの記事を選んだ学生に どんな印象を持ったかと問いかけた。





n (

⑪は、⑤「医学部の入試で「女性である」という理由だけで入試合格基準が不利になったことを 伝える記事。」に対する判決が出たとの内容の記事。

発問「なぜ、女性だけが差別されたのか?」。今後も同様の事例が、出ることが予想される。だからこそ、この問いかけに、多くの教員が足を止め、考え、生徒らと共に考えてほしいと願う。

⑫は、写真のインパクトがモノを言った記事である。

「弱者撮るり続けた三留理男」選んだ学生の発問。

「貧しい子供たちを救う方法とは?」

正しい解は1つで二極化の格差が強まっている今だからこそ共に考えるべき内容である。

以上、講座の事例を駆け足で紹介したが、選別方法や発問は、大学生だからできたのではない。この講座は大学2年生が主であるため、彼らはつい数年前まで高校生だったのだ。中学生、高校生、あるいは小学生の高学年であれば、記事の選び方、発問の文言の選び方等、丁寧に指導すれば、 $1\sim2$ か月あれば、彼らは驚くような記事を選び、発問を考えるであろう。大学の講座は、週にたった1度だけだが小中高の担任は、毎日彼らと顔を合わせ、彼らと対面し朝や帰りの会等で毎日語るチャンスを持っているからである。

15 歳を尊重しよう。リスペクトの気持ちをもって接するとき、彼らは驚きの方法で応えてくれる。私は、38 年間の中学校の教員生活でそのことを、紙面に尽きせぬくらい実体験しているのである。一つ目の節目を迎える 12 歳 (小 6)。二つ目の節目を迎える 15 歳 (中 3 ―高校受験)。三つ目の節目を迎える 18 歳 (大学受験 or 社会人)。人は節目の時、大きな飛躍を遂げ、右肩上がりの急成長を遂げる。だからこそ、人生の先輩である教員は、彼らと共に考え、逆に彼らから学ぶ謙虚さを持ち合わせるとき、素敵な授業が実践されるのである。

3 モラル・ジレンマ教材の応用型を提唱し、児童生徒学生に教材作り、大学の「模擬授業」化 を小学校 5~6 年中学、高校で実施する。

「2.」同様、指導者である教員側から教材を提示する方法のみでは所詮生徒は終始受け身になってしまう。だからこそ、生徒自身に教材作りから参加させ、教師役まで d 「役割演技やロールプレイング」のように積極参加させることで道徳の授業は盛り上がるのである。週に一度、1時間しかない授業だからこそ、積極的に生徒を授業に引き込まなくてはならない。

モラルジレンマについて、詳細を知りたい方は、1988年に、荒木紀幸が著した「道徳教育は こうすればおもしろいーコールバーグ理論とその実践」を参照されたい。

道徳授業の基本は「読み物教材」がベースだと考えているが、下調べが不十分だと、どうして も授業自体が教員と数名の生徒との話し合いに終始しがちである。(毎年の講座の感想からもそ れがうかがえる)

そんな、閉塞状況を打破するために、学期に数回モラルジレンマ方式を取り入れると学級の話 し合いが活発になることは、内田自身が18年間の中学校担任の経験上理解している。

コールバーグや荒木紀幸が提唱しているやり方は

- ① 2つの相反する事柄の板挟みになること
- ② 締めくくりにおいても教師が正答をまとめるようなことはしない「オープンエンド方式」 となっている。

この、「①2つの相反する」であるが、いくつかの事例を紐解いてみると、必ずしも、道徳授業で取り扱われる 23 項目の「いずれか」ではないものが目立つ。プラスの価値観か、マイナスの価値観かで問われれば、被授業者の生徒は、本音とは逆のプラスの価値観になびいてしまいが

ちになる。

そこで、その弊害(道徳の授業では、生徒が自らの本年をさらけ出し、その本音同士の討論こそが生徒の人間性を高める)をなくし、本音を引き出さざるを得ない状況に導くために考え出したのが、「モラルジレンマ応用編」である。その方式は

- ① 「2つの相反する」項目は、道徳指導項目の23項目の中から選ぶこととする。 例示・生命尊重 VS 法令順守など。
- ② 「オープンエンド方式」を原則とするが、第3の着地点を見出し、「クローズドエンド方式」 の場合もあり得るとする。

なぜ、②の項目を記述したのかは、中学校教員時代の鮮烈な思い出が由来している。

内田はA中学校に勤務していた際に、「マンガを使用した教材」を時折使用していたが、その際にジョージ秋山の「浮浪雲(はぐれぐも)」から以下のような教材を設定した。

「父親は問屋場(現在の流通業)の頭、浮浪雲(はぐれぐも)と呼ばれている。息子が新之助。 新之助の友達が音松。

明日に試験をひかえているというのに、新之助はまるで勉強に手がつまない。新之助が生活していた江戸時代後期は、現代によく似ており、武士より商人、刀(=力)より学問が幅を利かせていた時代。塾(今でいう私立の学校)も試験があり、成績によって組が変わったり、江戸、大阪、長崎などの有名塾には全国から優秀な人材が集まったという。新之助が通っていた塾からは成績次第でさらに上の塾へ進めたので、ガリガリやる者は少なくなかった。

その試験が明日からだというのに、彼は集中して取り組めない。勉強しなければいけないことは母親のカメさんに言われなくともわかっている。新之助自身、何とか江戸でも有名な某塾に入りたいのだ。入塾して学問に励み、明日の日本(にっぽん)について真剣に考えたいと思っているのである。日本国の使節として、アメリカーナやエゲレス、オランダ、ポルトガルに渡り、諸外国の素晴らしさを身に着け、広く日本に知らしめたいと思っているのだ。

ところが、である。新之助は、友達の音松のことで頭がいっぱいになり、気になって、気になって勉強が手につかないのだ。

音松は、瀬戸物屋の丁稚(でっち・現在の使用人)である。両親に早くに死に別れ、大家さんの口利きで、この店に住み込みで働かせてもらっている。この店の主人は大変な強欲である。ある日、音松は大きな甕を買おうとしていたお客に、「その甕は見えづらいが、中にうっすらとひびが入っているので、別のモノを買ったほうがよい」と受け応えてしまう。それをこっそり見ていた主人は「やっかいモノの甕を売りさばいてしまおうとしたのに余計なことをした」と言って、音松を怒り、クビにしてしまい、追い出されてしまう。

もとより、帰る家(うち)はない。昨晩は野宿したという。よくよく話を聞いてみると、音松がクビになった原因は、彼の正直さにあるようだ。彼のミス、失敗ではない。そう思うと何かしてやりたい。何とかしてあげることこそ友達だ。その新之助は考えたのである。

学問の大切さは、百も承知。困っている友達も助けてあげたい。

発問: あなたは、A 試験のための勉強に賛成ですか? B 友を思い、悩み解決策を考える方に 賛成ですか? どちらかを選び、その理由も述べましょう。

と、モラルジレンマ教材を作成し、全学年で実施したことがある。興味深かったのは、1年生

はほとんどが、B の友情に賛成し、受験間近の 3 年生は、A を選択した(実施時期を敢えて 12 月、三者面談が行われていた時期に実施した)者が圧倒的に多かったのである。背に腹は代えられぬという。新之助の気持ちは理解できるが、どちらかを選べと問われれば、A という注釈付きが 3 年生に目立ったのである。

モラルジレンマ教材は相対するグループを視覚的に区別し、同意見の者同士が相談しやすいようにコの字型の机配置にすることが多い。 3年生の K 学級で実施した際に、 $5\sim6$  人の「友情派」を除いて多くの者が「勉強派」の席に移動したのだが、B 男が、「先生、ぼくは、勉強派でも友情派でもないので真ん中に座っていいですか?と言い出したのである。

普段は、おとなしい、B男に対し、両派から引き合いがあったが、B男は「ぼくはここでいいから」と言って譲らなかった。

その後、両派の意見発表があったが、どちらの考えも聴いていてなるほどと思うものばかりで、 相譲らない。思い余った教員が「それでは、最後に B 男くんの考えを聞いてみたいと思います。」 と、意図的指名を行った。 B 男くんは

「友情を大切にしたい人たちの気持ちは理解できるが、子どもの新之助にできることには限度がある。自分たちが置かれている現状を考えれば勉強を優先したい人たちの気持ちも理解できるが、後味の悪さが残り、解決策とはいいがたい。ぼくは、こう考えました。

音松くんを新之助くんの家に連れて帰り、取りあえずの衣食住を確保する。新之助の部屋に留めればよい。仕事先は問屋場の頭の父親に探してもらう。正直さが取り柄の音松ならば、すぐにでも新しい勤め先は見つかるだろう。ここまで、済んだら、試験のための勉強に向かえばよい。こう考えたので、真ん中に座りました。」

いつもは、自分の考えをほとんど発表しない B 男のこの発言に、教室中から、拍手が沸き起こり、「B 男、すごいや。B 男の言う通りやれば、どちらも満足できる。こんな考え方もあるんだな。」と。

オープンエンドのはずが、見事にクローズドエンドに変わった瞬間であった。

1つ、付けくわえておくが、マンガ教材は、著作権の問題があり、管理職に相談し、一学級分増す刷りし、そこに文字等は書き込みはさせず、授業終了時にはすべて回収しシュレッダーで粉砕している。この方式は、本大学の講座でも同様の手続きを採用していることをお断りさせていただく。

③ 教材内容の着想は、原則自由であるが、可能な限り、自分たちが置かれている、学校、社会、 身の回りの出来事に絞ったものが望ましい。(こう限定することで、学級の生徒全員が興味、 関心を持ち、教材内容に集中しやすくなる)

以上を説明し、実際に作成させてみる。この時の注意点を挙げる。

ア 生徒・学生は、作成中に、23 項目から逸脱し、プラスの価値観 VS マイナスの価値観になってしまっている点に気付かないことがあること。ただ否定するのではなくどこがまずいのかアドバイスする形の指導を試みたい。

イ 現在は、小学生ですらスマホを所有している時代である。Google や yahoo のアプリケーションを使えば、簡単にモラルジレンマ教材が照会できる。それらを人物名などだけ変えて自作教材として提示されるケースがある。教員は、事前に、モラルジレンマ教材について可能な限り読

み込んでおき、そういった可能性を含んだ作品の提示に対し、交換ノート等で対応し、他人のマネや、他人の教材をさも自分のものとして提示することは、著作権法の対象になること、それ以上に人として恥ずべきことであることを解らせなければならない。

近年、大学の卒業論文や、修士、博士論文に他人の論文をコピーしさも、自分のものとして発表し、後に問題となっているケースが目立つ。

指導する教員側に、「引き出しを多くして」即座に不正を見抜く力を蓄えておく必要が急務に なっていると言えよう。

では、次に、本講座で、実際に学生諸君が作成した事例を何点か紹介する。

# PM さんの作品 C-1 遵法精神 VS D-4 よりよく生きる喜び

・私は、小学校低学年から6年間いじめに遭った。馬乗りになって、体格差で動けない状態で殴られたり、チビ、ハゲ、ブスなどの名誉棄損、ノートや机に落書き、仲間外れなど、今思い出しても吐き気がするほどだ。先生に相談しても、いじめである以上、謝ればすむものだと認識されてしまって悔しかった。当然、それで止まるわけがない。6年生の時に、私は我慢できなくて、やり返し、長い間いじめたやつにやり返した。掃除で使う長い箒で叩いたり、机やいすを投げ飛ばしたりした。それをした時は、とても怖かった。今まで人を傷つけたことがなかったからだ。でも、自分だけが傷つけられっぱなしなのが許せなかった。

その後、私は、先生に酷く怒られた。先生が私に放った言葉は「やり返しは良くない。」と。 いじめた奴は何も咎められず、指導もなしに、私が謝って終わってしまった。

「先に、手を出したのは、私ではないのに」

この件は、私が悪かったのか、数年経った今でも疑問に感じている。

講座では、多くの意見交換が行われた。加害者が最も悪いという点では一致があったが、仕返しはよくない、これでは加害者と同様になってしまう、もっともまずいのは、この件を見逃した教員に非がある、初期の段階で気づき措置を施すべきであった、等が交わされている。

イ Hさんの作品 C-8 我が国の伝統と文化の尊重 VS C-9 国際理解

・A君は、留学生のB君と一緒に暮らしています。ある日、A君は、日本の文化を知ってもらおうと晩御飯に「お寿司」を作った。ところが、B君の母国では魚は生臭くて人間の食べるモノではないと言われてきました。

この時、あなたがA君なら、

- あ 生臭くなく体にも良いことを説明し渡す。
- い 文化の違いを理解し、別のご飯を作る。

コロナ禍とは言え、日本中の小中高大に外国籍の生徒学生が同席することが当たり前の時代になっている。だからこそ、この作品は討論のし甲斐があると言える。

## ウ Tさんの作品 B-3 友情・信頼 VS A-1 責任

・Aさんはずっと憧れていた修学旅行実行委員長になることができました。修学旅行中、決まりを守って楽しい思い出が作れるようにとAさんは「規則を守らない人を見かけたり、自分自身が守ることができなかったら申告する。」というルールを設けました。

修学旅行当日、Aさんの班は自由行動で道に迷ってしまいました。クラスのみんなと合流する 手段が一つもなくなってしまったとき、友人Bさんが規則を破り持ってきたスマートフォンを 使ってマップを確認しようと言い出します。Aさんは葛藤したのち、Bさんのマップを頼ること にしたので、無事クラスのみんなと合流できました。

自ら「規則を守る」というスローガン」を掲げた委員長のAさんですが、仲の良いBさんのおかげで大事に至らなかったことを踏まえ、先生にBさんがルールを破りスマートフォンを持ってきていたことを報告しませんでした。

Aさんは、友情を大切にするべきだったのでしょうか?それとも、自分の決めたことに責任を 持ち、先生に報告すべきだったのでしょうか?

修学旅行。内田も何度も引率を経験している。そして、京都の町中で、迷子になり、きめられた 時刻に帰ってこれないグループの顛末を幾度となく存じ上げている。小6、中3、高3の生徒学 生にぜひ取り上げてほしい作品である。

- エ Hさんの作品 B-3 友情 VS B-1 思いやり、感謝
- ・あなたは、今日、学校が終わった後に開催されるAさんの誕生日パーティーの運営を任されます。誕生日パーティーに参加する人たちと最後の打合せをしているときに、Aさんの好きなケーキを買い損ねていることに気づき、学校が終わってパーティーが始まるまでの短い時間で急いで買いに行くことになりました。

学校が終わり、お店に着いて、ホールケーキを無事に見つけることができました。最後の1個だったので、手に入れられて安心しました。しかし、後ろに、同じくケーキを買いに来た自分より幼い子供がそれを見ており、一足先にお菓子を取られてしまったのでその場で鳴き始めてしまいました。

こんな状況だったら、あなたは子供にケーキを譲りますか?躊躇せず、そのままレジに向かいますか?

様々な意見が飛び交った楽しい授業となった。模擬授業も兼ねており、製作者のHさんは、その反響の大きさに驚きと喜びをかみしめることになった。しかもこの教材はこれで終わらず、後日談が加わり、2週連続で討論が行われることとなった。

本講座は、オンラインで必ず、その日の講座の感想を記すルールになっており、W さんが「授業では言いそびれてしまったのですが、私はケーキを2つに分ける、カットするという考えです。」と第3の立場を展開したのである。それを次週の講座で紹介すると、ただ半分にカットして、半月形ではつまらない、星形にくりぬいて一方は中にお菓子を詰める、内側の場合は周囲にお菓子で囲む等、楽しく心温まる意見が出た。

以上のように、時には、深刻なケースに直面し、時には、その場の生徒学生の心の優しさに触れあえる素敵な場面に出会えるのである。これこそが、児童生徒学生に教材作りから模擬授業の教師役までさせることの最も大きな理由である。

2. 3. と、生徒参加型の新形態を述べてきたが、「大学生だから可能であっても、小中高生には無理では?」と考える方もいらっしゃるであろう。それは、生徒をリスペクトしていないからこそ生まれる、尊大な過ちであることを申し上げたい。

前回の論文でも、内田の中学校担任時での生徒にやり込められた恥ずかしい体験談を述べたが、常に評定(数字の5段階評定や10段階評定)に12年間、否が応でも向き合わねばならない小中高生にとって、数字の評定がない道徳は彼らが最も待ち望んでいる時間なのである。但し、指導者の教員が手抜きをすれば、その時間は彼らにとって、単なる息抜きの時間にもなることを私たち指導者である教員は肝に銘じなければならない。

- 4 命の尊さとコロナ禍、ウクライナ問題。新聞記事やニュース等を題材にし、私たちにできることは何があるか、討論の題材とする。
- 4. については指導案での代替としたい。ここでは、令和3年度の卒業生、黒木理生から多くの助言をいただいたことをお断りしておく。彼は、近現代史、特に、ヨーロッパで起きた第一次世界大戦、第二次世界大戦についての造詣が深く、彼の助言があってこの指導案が完成している。

#### 指導案

*学校名:* 教諭:

- 1. 日 時: 年 月 日() 第 限()
- 2. 学 級: 年 組 (男子 名、女子 名 計 名)
- 3. 生徒の実態:
- 4. 使用教材:
- ・ロシア軍によるウクライナ侵攻の状況:防衛省 最終閲覧日 2023/2/12

 $https:/\!/www.mod.go.jp\!/j\!/approach/exchange/ukraine 2022.html$ 

・戦争と需要、労働市場を要因にインフレの高止まりが長期化する見通し: IMF 最終閲覧 日 2023/2/12

https://www.imf.org/ja/Blogs/Articles/2022/04/27/blog-cotw-inflation-to-be-elevated-for-longer-on-war-demand-job-markets-042722

・小麦価格高騰の恐れ ロシア、ウクライナで輸出の3割 NNA オーストラリア:めぐみ

ネット 共同通信クリアラボ

最終閱覧日 2023/2/12

https://agrilab.kyodo.co.jp/2022/02/content-26.html

・ロシア兵「ママつらいよ」士気低下も?強まる非難と制裁、ロシア市民の生活にも影響が:TBS

最終閲覧日 2023/2/12

https://www.youtube.com/watch?v=LeGAq79Gezc

・"ブチャでの市民虐殺はフェイク" ロシア最大の嘘を暴く決定的映像と証言: TBS 最終 閲覧日 2023/2/12

https://www.youtube.com/watch?v=vLSiZy9\_9vA

・「軍の大半はプーチンを嫌っている」 ウクライナ侵攻に参加したロシア兵が覚悟の証言 単独インタビューで語った"ロシア軍の実態": TBS

最終閲覧日 2023/2/12

https://www.youtube.com/watch?v=ETAqX-h6c2I

- 5. 単元 (3 時間)
- 6. 本時の目標: (全体)
- (1)生命の尊さについて、その連続性や有限性等も含めて理解し、掛け替え生命を尊重すること。
- (2) 思いやりの心をもって人と接するとともに、家族などの支えや多くの人の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を含めること。
- 6-2. 本時の目標(各授業)
- ・1 コマ目: 真理を大切にし、物事を探求しようとする心を持つこと。
- $\cdot 2$  コマ目:自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心をもち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。
- ・3 コマ目:正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。

#### 7. 評価規準:

- (1) 身近な食品の価格上昇の事実を基に、生活の圧迫の事実及び原因を論理的に理解しようとしている。
- (2) 家族・仲間を失った人々、政府から伝えられていた「正義」の虚構を知った人々の言葉を理解し、自分の過去・現在の行動を振り返ろうとしている。
- 7-2. 評価基準(各授業)
- ・1 コマ目:客観的且つ論理的に原因・因果関係を追及しようとしている。
- ・2 コマ目:自分と異なる意見を尊重しつつ、自分の意見を発信しようとしている。

・3 コマ目: 国際政治の現実を知ってなお自分が持つ正義を大切にし、公正・公平さを重んじようとしている。

# 8. 指導手順:

# 1コマ目

Y			
活動 (時 間)	先生の指導	生徒の活動	評価の観点
5分	・3 回に分けて平和学習を行う旨説明する。		
40 分	・ウクライナとロシアの 食料輸出の一例を確認する (上記資料円グラフ) ・円グラフから何を考察 できたか確認する ・ロシア兵と母親のやり 取りに関する動画を視 聴。考察できた事実及び 兵士・母親の心情を発表 して貰う。	・円グラフ及 びインタビュ ーから考察で きることをノ ート等にまと め、発表する。	・論理・倫理両 面から積極的 に考察し挙手・ 発表できてい るか否か。
5分	・授業を総括する ・課題:「戦争は何故いけないのか?論理・倫理両面で理由を説明できるよう準備すること。」	ノートをまと め次回の課題 を確認する。	

# 2 コマ目

Ξ.	, ,			
	活動 (時 間)	先生の指導	生徒の指導	評価の観点
	5分	・前回授業のおさらい	忘れていた要 点等を確認の 為ノート等に 記入する。	

40	・戦争は何故いけないの	・用意した理由	・積極的に挙
分	カュ?	を発表し、自分	<i>手・回答してい</i>
		に無い視点を	るか否か。
	論理面の意見を求める。	発表していた	
		者の意見もノ	<ul><li>ノート等にし</li></ul>
	次いで倫理面での意見を	ート等にまと	っかりまとめ
	求める。	める。	ているか否か。
~ ()	IT MAY AND WITH A TO THE	2 2 2 7 7	
5分	授業を総括、次回はより	・ノートをまと	
	深く学習する旨伝える。	める。	

# 3 コマ目

ンナチム	ササのお客	生往の江野	ジケの組よ
活動	先生の指導	生徒の活動	評価の観点
(時間)			
5分	・前回及び前々回授業	・忘れていた要点等を確認	・積極的に前 $2$
	のおさらい	の為ノート等に記入する	回の復習を
			こなしてい
			るか否か。
40分	・ロシアによるウクラ	・価格上昇の原因を考察、	・積極的に回答
	イナ侵攻の現状を確	回答する	しているか
	認		否か。
	(上記防衛省資料)	・報道資料から読み取れた	
	・ウクライナとロシア	当事者の心情を推察、ノー	・大切なものを
	の食料輸出の一例	ト等にまとめる	失った者の
	を確認、現在の価		心情を理解
	格上昇の原因を質		しようとし
	間する		ているか否
	(上記資料円グラフ)		か。
	・TBS の youtube に		
	おける報道を視聴		
5分	・授業を総括する	・感想を挙手、回答、まとめ	<ul><li>抽象的ではない</li></ul>
	「人類は戦争に終止符	<i>る</i>	感想を回答
	を打たねばならな	・まとめをノート等に記入	できている
	い。さもなければ、		か否か。
	戦争が人類に終止		
	符を打つだろう。」		
	John F.Kennedy		
	出展:		

# 第4章 「道徳授業」に思うこと

20代より、中学校、大学と教える場が異なれど、45年間、道徳教育に携わることができた。 専門教科を週に20~25時間持ちながら、学級担任として週に1時間、生徒たちと道徳授業に 取り組んできた。大学では週にたった一コマではあったが、毎回課題を2~3も出し、オンライン上でやり取りした経験は中学校時代の連絡ノートに重なるものがあった。

その中心に据える思いは「如何にして生徒も教師も楽しく、この時間道徳授業を展開してよかったという充実感があったか、無かったかである。」

昭和51年に中学校2年生の学級担任としてスタートした教師生活は、専門の国語教育も記憶に残るが、なぜか、」週にたった一時間の道徳授業に関するものが多い。そこには、国語や数学、英語、保健体育という専門教師は一人も存在していない。45年前も、令和5年の現在も、教職課程を専攻する大学生の道徳教育必修単位数は15週、たった2単位で「事足れり」としている昔と全く変わっていない。

当時も、道徳の時間を苦手にしている教員は少なくなかった。60前後の単位数を必要とする 専門教科は生徒の反応がどうであれ、その対応策が大学生時に演習や模擬授業で鍛えられたか らである。対して道徳は?

管理職や道徳主任から「道徳副読本」と指導所を与えられ、指導所の通りに授業をすすめねばならなかった。これで授業が「面白い」はずがない。そんな時期、文部省(昭和)の道徳教科調査官だった井上治郎編著「道徳自作資料選集」(1974年~1977年)に目が留まった。既存の副読本と全く異なっていた。いずれのクラスにも、頭の回転の速い子が必ず数名存在する。そんな子らは、4月に新学年の真新しい教科書や副読本が配布されると決まって数日で目を通してしまう。そして、今度の担任は、いつ、この教材を取り上げるのだろう、どんな質問(実際は発問)をするのだろうとわくわくして読み終えるのである。

ところが。毎回、判で押したような決まりきった発問しかしないものだから、「こう答えれば教師は喜ぶだろう、教師はこう答えてほしいと考えているのだろう」と教師を先回りして答えてしまうのである。教材も、優れたものもあれば、まったく授業には適さないであろうものも載せられている。これは令和になってからの教科書も同様である。詳細は2年前に執筆した教職論集を参照されたい。こんな状況の中で井上治郎編著「道徳自作資料選集」に出会ったのである。ここに掲載されている教材群はすべて日本全国の現場の先生方のオリジナル教材で、そこに井上次郎が加筆修正等を加えたものである。1990年に改版された中学3年生向けに編集されたものでは、執筆者は新潟県、埼玉県、滋賀県、兵庫県、神奈川県、群馬県、青森県、静岡県、愛知県、富山県、茨城県、栃木県と多岐にわたっている。その本の特徴として前述されているものを紹介する。

「私たちはどんな道徳授業をめざしているのか」

- ① まず第一に、ねらっていることが違う。私たちが道徳上でねらっているのは、資料に描かれた話題の中心人物の生き方の是非を検討させることである。判でおしたようにこれをねらいだと考えている。<u>また、そこから何を学ぶかは子供によってさまざまで、子どもたちにゆだねらるべきことと考えている。</u>
- ② 第二に、したがって、<u>非とするコメントが期待できないような生き方を描いた資料は、は</u>じめから取り上げない。 であから取り上げない。 であたるのは、斬れば血の出る人間の生き方などを描いたものとは言えぬというのが私たちの考え方である。

- ③ 第三に、右のねらいの当然の帰結として、授業のはじめから終わりまで、話題の中心人物 の生き方の検討にすべてを充てて、その余のことは眼中にないことである。こどもたちの 実生活のあれこれをほじくりまわしたりするのを、厳しく戒めている点である。< 教える>というスローガンが、それを端的に示している。
- ④ 第四に、同じく話し合いとはいうものの、<u>私たちが実現しようとしているのは子供たち相互の話し合いである</u>。したがって、発問とか、まして基本発問とかは認めないということである。教師が問いを発すれば、子どもたちはそれに答えるしか手がないが、これでは子供たち相互のやりとりは疎外されてしまうからである。
- ⑤ 第五に、子どもたちがこぞって、ひざを乗り出してやりとりに参加しないではいられない ような授業形態をどうやってつくりだすかを、最大の関心事にしていること</u>である。あえ ていえば、これがねらいであるとすら考えていることである。この点からすると、子ども たちがすべて黒板に正対しているような机の配置などは、私たちにはそもそもありうべか らざることなのである。

以上の考え方に魅了され、この資料を副読本の代わりに(当然ながら年間指導で位置づけられている指導項目に沿った、「代替教材」として使用したところ、生徒の目の色が変わったことをつい先ごろのことのように記憶している。連絡ノートに「先生、次は何をやるの?」などの感動した感想が多く散見された。

「面白い、楽しい、充実した道徳授業」は教師のやり方仕出しでいかようにもなることを体験したのである。

また、教育そのものの中心課題として初任者で赴任した中学校の現在も尊敬してやまないY 先輩の「For The Children」「子ども、生徒第一優先」という考え方である。困った際 に、管理職や教育委員会、保護者や、先輩教師と対立した際に、この事項は、子どもたちに取っ てプラスか、マイナスか。そのスタンスに立った時、すべての迷いから解き放されたのである。 授業の、学校の主役は「子ども、生徒」である。私たち教師は子どもの、生徒の引き立て役で あり、踏み台にしかすぎない。いずれ、踏まれて、追い越されていくのである。そこに喜びを見 出しえた時に教師としての望外の感動と喜びが待っている。そしてそれを最も感じることがで きるのが道徳授業なのである。

教師は、子ども、生徒より、たまたま少し早くこの世に生を受けたに過ぎない。まして 20 代や 30 代で「人はどう生きるか、人はどうあるべきか」など、わかりえるはずがないであろう。子ども、生徒と共に学び、時に、子ども、生徒の発言に教えられ、薫陶を受けることもあって当たり前である。

大人の目線で、「教えてやる」などとマウントをとらず、子ども、生徒をリスペクトし、しかし、教室や集団の中で「いじめ」があった際は、烈火のごとく指導し、素敵な意見が発表された際は、手放しで喜び、教室の中が、集団が、子ども、生徒に任せても大丈夫と判断した際には、教師は教室の隅で黙って見守ってあげる。もう、一日が終わってしまうのか、早く明日がくるといいな。子ども、生徒がそう感じずにはいられない学級づくりの中心をなすのが道徳教育である。また、そう信じて学級担任をやり遂げてほしいと真に願うものである。

(内田 文夫)

## むすびにかえて

2019 年に制作された「クレッシェンド」という映画を観た。イスラエル、パレスチナ両国から団員を募り、混合編成のオーケストラを結成し、和平のためのコンサートを開こうという内容。当初から二国の若者がぶつかり合いながらも成長し、いよいよ本番まであと2日。そこで取り返しのつかないトラブルが発生。事故につながり一人の団員が亡くなり、平和コンサートは中止になる。マエストロの言葉「善意だけではどうにもならない。」

なんとも苦く、ハピーエンドを期待していた観衆は裏切られ、事実の重さ、深さに直面する。 実在するオーケストラの実際に遭った話だという。

いじめ事件は後を絶たず、オリンピックの談合が明らかになり、差別発言が官僚トップクラスから飛び出る。現状も厳しいものだらけだ。

だが、その反面、電車やバス内での若者たちのさわやかな話も新聞の片隅に増えている。

彼らは、小学校、中学校、高校で道徳をきちんと指導を受けた世代である。マナーの悪さは「大人の世代」に多いとも聞く。微々たるものかもしれぬが、道徳の力は馬鹿にできぬものがある。本大学で「道徳教育の理論と方法」を担当して今年で8年目を終えようとしている。本論第4章でのべた

- ① いじめ問題と道徳教育
- ② 新聞教材と道徳教育
- ③ モラルジレンマ教材の応用型と道徳教育
- ④ 命の尊さと道徳教育

は、本授業の中心であり、また、実際に小学校、中学校、高等学校で実践可能な授業スタイルである。与えられた教科書のみを粛々と実践するのも間違ってはいないだろうが、おおむねそのスタイルの場合、授業の中心である子ども、生徒も、そして指導者である教師も「つまらない、面白くない、さめている」感じている場合が多いのではないか。

実際に本講座ででの大学生の受けは上々で、模擬授業の、また、毎回のバズセッションやフリートーキングは私自身もワクワクして拝聴することができた。小学校高学年、中学生、高校生ならば、2~3時間でたやすく実践可能であろう。

ゆくゆくは、本講座を巣立った卒業生が、日本全国の学校で、新聞教材や、モラルジレンマ教 材を駆使し、子どもたちと盛り上がる道徳授業を実践している姿を夢見るこの頃である。

教育の中心は「心の教育」であり、知育、体育はその後である。そう信じて、日本中の小学校、中学校、高等学校で、目の前の40人の児童、生徒を相手に今日もしっかり「特別の教科 道徳」を、児童、生徒と共に学び、共に考える指導を実践している多くの先生方にエールを込めてこの論の結びとする。

(内田 文夫)

以上、15歳の生徒の視点に立ち、彼らが夢中になることができる道徳の授業を模索してきた。 日本の道徳教育は、戦前の修身に始まり、戦後、社会科の中で行なわれ、「道徳の時間」の特設 を経て、「特別の教科 道徳」として新たにスタートした。「特別の教科 道徳」となっても以前の 「道徳の時間」と同じでは意味がない。道徳の授業が生徒たちにとって、魅力的で、興味関心を もって、学びを深められるような「授業」であるべきである。こうした授業にするためには、① 身近な出来事の教材化、②生徒が主体となる学習形態が挙げられるのではないだろうか。生徒に とって身近な出来事を教材化することで、特別なあるいは専門的な知識がなくとも授業に参加することができ、授業参加のハードルを下げることができる。そのような授業であれば、生徒が活発に自らの意見を発言し、有意義な意見交換がなされよう。また、授業での学びが日常生活での実践に直結するという側面も有するのである。こうした授業は、生徒たちにとって「自分に関わること」であり、「自分ならどうするか」、「自分ならどのようにするか」、「自分ならどうしたいか」というように「自分」という視点で考え、議論を通して、他者の意見を聞き、「そういう方法もあったのか」と新たな気付きに繋げ、学びを深めるものとなるのではないかと考える。

また、教育方法は、児童生徒を取り巻く環境、求められる到達目標などにより臨機応変に変化させていかなくてはならない。そのため、絶えず教育方法の研究・検討がなされ、児童生徒に対して、諸般の事情に即した、最高の授業が提供できるようにしなくてはならない。そのことからも、継続して研究・検討していくことが必要であり、これを今後の研究の課題としたい。

最後に、本稿が「特別の教科 道徳」の授業実践に苦慮する教員諸氏にとって、少しでも役立 つことを切に願う次第である。

(吉田 稜)

1 内田文夫「15 歳の心を捕らえて離さない道徳教材」『駿河台大学教職論集 第6号』37 頁以下 (駿河台大学教職課程員会、2021年)

<sup>3</sup> 内田・前掲注(1)20頁

4 勝部真長=渋川久子『道徳教育の歴史 修身科から「道徳」へ』11 頁以下(玉川大学出版部、1984年)、藤田昌士『道徳教育 その歴史・現状・課題』18 頁(エイデル研究所、1985年)、豊泉清浩「道徳教育の歴史的考察(1) - 修身科の成立から国定教科書の時代へ-」『教育学部紀要 第49集』28頁(文教大学教育学部、2015年)

- 5 勝部=渋川・前掲注(4)26頁、豊泉・前掲注(4)28頁
- 6 勝部=渋川・前掲注(4)30頁、豊泉・前掲注(4)28頁
- 7 中村紀久二『教科書の社会史 -明治維新から敗戦まで-』76 頁(岩波書店、1992 年)、豊泉・前掲注(4)30 頁。教科書検定制度が確立されるまでは、文部省が指定した『民家童蒙解』、『童蒙教草』、『脩身論』、『西泰 勧善訓蒙』、『性法略』の5種の翻訳書を修身教科書として使用していた。この点については、唐澤富太郎『教科書の歴史』55頁以下(創文社、1956年)を参考にされたい。
- 8 中村・前掲注(7)76 頁、豊泉・前掲注(4)30 頁
- 9 「教育ニ關スル勅語」文部省『学制百年史(資料編)』8頁(帝国地方行政学会、1972年)
- 10 唐澤・前掲注(7) 150 頁以下
- <sup>11</sup> 中村・前掲注(7) 116 頁、豊泉・前掲注(4) 30 頁、勝部=渋川・前掲注(4) 83 頁、唐 澤・前掲注(7) 192 頁以下
- 12 中村・前掲注(7)116頁、唐澤・前掲注(7)199頁
- 13 中村・前掲注(7)116 頁、唐澤・前掲注(7)199 頁以下
- 14 中村・前掲注(7)120頁、豊泉・前掲注(4)30頁
- 15 中村・前掲注(7)112頁
- 16 中村・前掲注(7)128頁、豊泉・前掲注(4)31頁
- 17 豊泉・前掲注(4)31頁
- 18 藤田·前掲注(4) 23 頁以下
- 19 唐澤・前掲注(7)229頁、豊泉・前掲注(4)31頁
- 20 唐澤・前掲注 (7) 234 頁、豊泉・前掲注 (4) 31 頁
- 21 唐澤・前掲注 (7) 237 頁、豊泉・前掲注 (4) 31 頁
- <sup>22</sup> 勝部=渋川・前掲注(4)86頁、豊泉・前掲注(4)31頁、海後宗臣=仲新=寺崎昌男『教科書でみる近代現日本の教育(第二版)』102頁(東京書籍、2008年)。なお、児童の発達段階に応じて、下級生には日本人のみを、上級生には外国人の教材として扱っていた。この点につい

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 内田・前掲注(1)20頁

ては、勝部=渋川・前掲注(4)87頁、豊泉・前掲注(4)31頁。

- <sup>23</sup> 勝部=渋川・前掲注(4)86 頁、豊泉・前掲注(4)31 頁、海後=仲=寺崎・前掲注(22) 102 頁
- <sup>24</sup> 勝部=渋川・前掲注(4)86 頁、豊泉・前掲注(4)31 頁、海後=仲=寺崎・前掲注(22) 102 頁
- 25 唐澤・前掲注 (7) 276 頁、海後=仲=寺崎・前掲注 (22) 117 頁
- 26 唐澤・前掲注 (7) 277 頁、海後=仲=寺崎・前掲注 (22) 117 頁
- <sup>27</sup>27 豊泉・前掲注(4)32 頁、唐澤・前掲注(7)278 頁、同 288 頁、海後=仲=寺崎・前掲注(22)117 頁
- <sup>28</sup> 豊泉・前掲注(4)32 頁、唐澤・前掲注(7)278 頁、海後=仲=寺崎・前掲注(22)118 頁 以下
- 29 唐澤・前掲注(7) 285 頁
- 30 豊泉・前掲注(4)32頁
- <sup>31</sup> 勝部=渋川・前掲注(4)111 頁以下、豊泉・前掲注(4)33 頁、海後=仲=寺崎・前掲注(22)124 頁
- 32 勝部=渋川・前掲注(4)115頁、唐澤・前掲注(7)338頁
- 33 勝部=渋川・前掲注(4)134頁、豊泉・前掲注(4)34頁、唐澤・前掲注(7)345頁以下
- 34 勝部=渋川・前掲注(4)134頁、豊泉・前掲注(4)34頁
- 35 海後=仲=寺崎・前掲注(22) 140 頁
- 36 勝部=渋川・前掲注(4) 137 頁
- 37 海後=仲=寺崎・前掲注(22) 140 頁以下
- 38 唐澤・前掲注(7)436 頁
- 39 海後=仲=寺崎・前掲注(22) 153 頁
- 40 海後=仲=寺崎・前掲注(22) 153 頁
- 41 海後=仲=寺崎・前掲注 (22) 160 頁
- 42 海後=仲=寺崎・前掲注(22) 160 頁
- 43 唐澤・前掲注(7) 481 頁
- 44 海後=仲=寺崎・前掲注 (22) 168 頁
- 45 海後=仲=寺崎・前掲注 (22) 168 頁以下
- 46「修身、日本歴史及ビ地理停止ニ関スル件」文部省『学制百年史(資料編)』57 頁(帝国地方行政学会、1972 年)、勝部=渋川・前掲注(4)158 頁
- 47 勝部=渋川・前掲注(4)162 頁、豊泉清浩「道徳教育の歴史的考察(2) 「道徳の時間」の特設から「特別の教科道徳」の成立へ-」『教育学部紀要 第 50 集』 244 頁(文教大学教育学部、2016 年)
- 48 勝部=渋川・前掲注(4) 159 頁、豊泉・前掲注(36) 244 頁豊泉清浩「道徳教育の歴史的考察(2) 「道徳の時間」の特設から「特別の教科道徳」の成立へ-」『教育学部紀要 第 50 集』 244 頁(文教大学教育学部、2016 年)
- 49 勝部=渋川・前掲注(4) 160 頁以下
- 50 「第二回國会 衆議院会議錄第六十七号」『官報 号外 昭和二十三年六月二十日』669 頁以下
- 51 「第二回國会 参議院会議錄第五十一号」『官報 号外 昭和二十三年六月二十日』609 頁以下
- 52 勝部=渋川・前掲注(4) 166 頁、豊泉・前掲注(36) 245 頁、文部省「学習指導要領 一般編(試案) 昭和二十二年度」12 頁(国立教育研究所内戦後教育改革資料研究会編『文部省学習指導要領 1 一般編』(日本図書センター、1980年)に収録)。なお、底本は日本書籍、1947年に出版されているが、入手することができなかったため本書を引用した。文部省「学習指導要領 社会科編(試案) 昭和二十二年度」1 頁(国立教育研究所内戦後教育改革資料研究会編『文部省学習指導要領 4 社会科編(1)』(日本図書センター、1980年)に収録)。なお、底本は東京書籍、1947年に出版されているが、入手することができなかったため本書を引用した。
- 53 文部省(一般編)・前掲注(52)13頁
- 54 文部省(一般編)・前掲注(52)13頁

- 55 文部省(社会科編昭和 22 年度)·前掲注(52)1 頁以下
- 56 文部省(社会科編昭和22年度)・前掲注(52)2頁
- 57 文部省(社会科編昭和 22 年度)·前掲注(52)2 頁
- 58 文部省(社会科編昭和22年度)・前掲注(52)2頁
- 59 文部省(社会科編昭和22年度)・前掲注(52)4頁
- 60 文部省「小学校学習指導要領 社会科編(試案) 昭和 26 年 (1951)」1 頁 (国立教育研究 所内戦後教育改革資料研究会編『文部省学習指導要領 4 社会科編(1)』(日本図書センター、1980年)に収録)。なお、底本は日本書籍、1951年に出版されているが、入手することができなかったため本書を引用した。
- <sup>61</sup> 文部省・前掲注(60)1頁
- 62 文部省「中学校高等学校学習指導要領 社会科編 I 中等社会科とその指導法(試案)昭和 26 年 (1951) 改訂版」15 頁 (国立教育研究所内戦後教育改革資料研究会編『文部省学習指導 要領 5 社会科編(2)』(日本図書センター、1980年)に収録)。なお、底本は明治図書出版、1951年に出版されているが、入手することができなかったため本書を引用した。
- 63 文部省・前掲注 (62) 16 頁
- 64 文部省「小学校学習指導要領社会科編 昭和30年度改訂版」14頁(国立教育研究所内戦後教育改革資料研究会編『文部省学習指導要領 4 社会科編(1)』(日本図書センター、1980年)に収録)。なお、底本は東京書籍、1955年に出版されているが、入手することができなかったため本書を引用した。)
- 65 文部省・前掲注 (64) 14 頁
- 66 文部省「中学校学習指導要領 社会科編昭和30年改訂版」1頁以下(国立教育研究所内戦後教育改革資料研究会編『文部省学習指導要領 5 社会科編(2)』(日本図書センター、1980年)に収録)。なお、底本は二葉、1956年に出版されているが、入手することができなかったため本書を引用した。
- 67 勝部=渋川・前掲注(4)178頁、豊泉・前掲注(36)246頁
- 68 勝部=渋川・前掲注(4)179頁、豊泉・前掲注(36)246頁
- <sup>69</sup> 豊泉・前掲注(36) 246 頁
- 70 勝部=渋川・前掲注(4) 181 頁、豊泉・前掲注(36) 246 頁
- 71 勝部=渋川・前掲注(4) 181 頁、豊泉・前掲注(36) 246 頁
- $^{72}$  文部省『小学校学習指導要領 昭和 33 年度改訂』(国立教育政策研究所「学習指導要領データベース」〈https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s33e/index.htm〉(2023 年 2 月 15 日閲覧))なお、底本は帝国地方行政学会、1958 年に出版されているが、入手することができなかったためデータベースを引用した。文部省『中学校学習指導要領 昭和 33 年改訂版』(国立教育政策研究所「学習指導要領データベース」〈https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s33j/index.htm〉(2023年 2 月 15 日閲覧))。なお、底本は明治図書出版、1958 年に出版されているが、入手することができなかったためデータベースを引用した。
- 73 文部省(中学校昭和33年)・前掲注(72)、豊泉・前掲注(36)246頁
- 74 文部省(小学校昭和33年)・前掲注(72)
- 75 文部省(中学校昭和33年)・前掲注(72)
- 76 文部省(小学校昭和33年)・前掲注(72)、文部省(中学校昭和33年)・前掲注(72)
- 77 文部省『学校学習指導要領 昭和 43 年 7 月』(国立教育政策研究所「学習指導要領データベース」〈https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s43e/index.htm〉(2023 年 2 月 15 日閲覧))なお、底本は大蔵省印刷局、1968 年に出版されているが、入手することができなかったためデータベースを引用した。文部省『中学校学習指導要領 昭和 44 年 4 月』(国立教育政策研究所「学習指導要領データベース」〈https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s44j/index.htm〉(2023 年 2 月 15 日閲覧))。なお、底本は大蔵省印刷局、1969 年に出版されているが、入手することができなかったためデータベースを引用した。
- 78 文部科学省『小学校学習指導要領解説 道徳編』13 頁(東洋館出版、2008 年)、文部科学省『小学校学習指導要領解説 道徳編』12 頁(日本文教出版、2008 年)
- 79 文部省(小学校昭和43年)・前掲注(77)、文部省(中学校昭和44年)・前掲注(77)
- $^{80}$  文部省『小学校学習指導要領 昭和 52 年 7 月』(国立教育政策研究所「学習指導要領データベース」〈https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s52e/index.htm〉(2023 年 2 月 15 日閲覧))な

- お、底本は大蔵省印刷局、1977 年に出版されているが、入手することができなかったためデータベースを引用した。文部省『中学校学習指導要領 昭和 52 年 7 月』(国立教育政策研究所「学習指導要領データベース」〈https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s52j/index.htm〉(2023 年 2 月 15 日閲覧))。なお、底本は大蔵省印刷局、1977 年に出版されているが、入手することができなかったためデータベースを引用した。
- <sup>81</sup> 豊泉・前掲注(36) 249 頁、文部科学省(小学校解説)・前掲注(78) 13 頁、文部科学省(中学校解説)・前掲注(78) 13 頁
- 82 文部省 (小学校昭和 43 年)・前掲注 (77)、文部省 (中学校昭和 44 年)・前掲注 (77)
- 83 文部省(小学校昭和52年)・前掲注(80)、文部省(中学校昭和52年)・前掲注(80)
- <sup>84</sup> 豊泉・前掲注 (36) 249 頁、文部科学省 (小学校解説)・前掲注 (78) 13 頁、文部科学省 (中学校解説)・前掲注 (78) 13 頁
- 85 文部省『小学校学習指導要領 平成元年 3 月』(国立教育政策研究所「学習指導要領データベース」〈https://erid.nier.go.jp/files/COFS/h01e/index.htm〉(2023年2月15日閲覧))なお、底本は大蔵省印刷局、1989年に出版されているが、入手することができなかったためデータベースを引用した。文部省『中学校学習指導要領 平成元年3月』(国立教育政策研究所「学習指導要領データベース」〈https://erid.nier.go.jp/files/COFS/h01j/index.htm〉(2023年2月15日閲覧))。なお、底本は大蔵省印刷局、1989年に出版されているが、入手することができなかったためデータベースを引用した。
- 86 文部省(小学校平成元年)・前掲注(85)、文部省(中学校平成元年)・前掲注(85)
- 87 文部科学省(小学校解説)・前掲注(78)13 頁、文部科学省(中学校解説)・前掲注(78) 13 頁
- 88 文部科学省『中学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説総則編』29 頁(東山書房、2018年)
- 89 文部科学省・前掲注(88)29 頁
- 90 文部省(小学校平成元年)・前掲注(85)、文部省(中学校平成元年)・前掲注(85)
- <sup>91</sup> 文部科学省(小学校解説)・前掲注(78) 13 頁、文部科学省(中学校解説)・前掲注(78) 13 頁
- 92 文部省(小学校平成元年)・前掲注(85)、文部省(中学校平成元年)・前掲注(85)
- 93 文部省(中学校平成元年)・前掲注(85)
- 94 文部科学省(小学校解説)・前掲注(78) 13 頁、文部科学省(中学校解説)・前掲注(78) 13 頁
- 95 文部科学省『小学校学習指導要領(平成 10 年 12 月)(平成 19 年 3 月改正版)』1 頁(国立印刷局、2008 年)、文部科学省『中学校学習指導要領(平成 10 年 12 月)(平成 19 年 3 月改正版)』1 頁(国立印刷局、2007 年)
- 96 文部科学省(小学校平成 10 年)・前掲注(95) 1 頁、文部科学省(中学校平成 10 年)・前掲注(95) 1 頁
- 97 文部科学省(小学校平成 10 年)・前掲注(95) 1 頁、文部科学省(中学校平成 10 年)・前掲注(95) 1 頁
- 98 豊泉・前掲注 (36) 250 頁、文部科学省 (小学校解説)・前掲注 (78) 14 頁、文部科学省 (中学校解説)・前掲注 (78) 14 頁
- 99 文部科学省(小学校平成 10 年)・前掲注(95)1 頁、文部科学省(中学校平成 10 年)・前掲注(95)1 頁
- $^{100}$  文部科学省(小学校平成 10 年)・前掲注(95)91 頁、文部科学省(中学校平成 10 年)・前掲注(95)100 頁
- 101 文部科学省(小学校平成 10 年)・前掲注(95)91 頁、文部科学省(中学校平成 10 年)・前掲注(95)100 頁
- 102 豊泉・前掲注 (36) 250 頁、文部科学省 (小学校解説)・前掲注 (78) 14 頁、文部科学省 (中学校解説)・前掲注 (78) 14 頁
- 103 文部科学省『小学校学習指導要領』13頁(東京書籍、2008年)、文部科学省『中学校学習指導要領』15頁(東山書房、2008年)
- $^{104}$  文部科学省(小学校平成 20 年)・前掲注(103) 13 頁、文部科学省(中学校平成 20 年)・前掲注(103) 15 頁

- $^{105}$  文部科学省(小学校平成 20 年)・前掲注(103) 13 頁、文部科学省(中学校平成 20 年)・前掲注(103) 15 頁
- $^{106}$  文部科学省(小学校平成 20 年)・前掲注(103) 13 頁、文部科学省(中学校平成 20 年)・前掲注(103) 15 頁
- $^{107}$  文部科学省(小学校平成 20 年)・前掲注(103) 13 頁、文部科学省(中学校平成 20 年)・前掲注(103) 15 頁
- 108 文部科学省(小学校平成 20 年)・前掲注(103) 13 頁、文部科学省(中学校平成 20 年)・前掲注(103) 15 頁
- <sup>109</sup> 豊泉・前掲注(36) 250 頁、文部科学省(小学校解説)・前掲注(78) 7 頁、文部科学省(中学校解説)・前掲注(78) 7 頁以下
- 110 「「同級生からいじめ」 大津市教委、中 2 転落死で調査」朝日新聞、2011 年 11 月 3 日、朝刊、38 頁
- 111 豊泉·前掲注(36) 250 頁
- 112 豊泉・前掲注 (36) 250 頁以下
- 113 豊泉·前掲注 (36) 251 頁

#### 参考文献

脚注に挙げたもののほか、

- 1) 中学校学習指導要領 平成29年告示 文部科学省
- 2) 中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 特別の教科 道徳編 文部科 学省
- 3) 私たちの道徳 中学校 文部科学省
- 4) 道徳教育を学ぶための重要項目 100 教育出版 貝塚茂樹 他
- 5) 学校の「当たり前」をやめた。時事通信社 工藤勇一著 2019年5月
- 6) 虐待が脳を変える 新曜社 友田明美・藤沢玲子著 2018年1月
- 7) 道徳授業の新しいアプローチ 10 明治図書 諸富祥彦 編著 2005 年 5 月
- 8) ひとりひとりを生かす授業-カルテと座席表- 明治図書 上田薫著 1982年3月
- 9) 個が生きる中学校 明治図書 上田薫著 1979年2月
- 10) 新編 道徳自作資料選集 中学校 1, 2、3 明治図書 井上治郎編著 1990 年 3 月
- 1 1) 道徳の時代をつくる! —道徳教科化への指導—教育出版 押谷由夫他 2015 年 1 月
- 1 2) 世界を見る目が変わる 50 の事実 草始社 ジェシカ・ウイリアムズ酒井泰 介訳 2005 年
- 13) 命の授業—道徳教育の改革をめざして 明治図書 深澤 久編著 1990年2 月
- 14) 道徳教育はこうすれば面白い 北大路書房 荒木紀幸著 1988年8月
- 15) 浮浪雲 小学館 ジョージ秋山著 1983年~2004年
- 16) こども六法 弘文堂 山崎聡一郎 2019年8月
- 17) 朝日新聞 朝刊 夕刊 2022年4月~2023年1月